

令和3年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和3年11月9日(火)

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第29号	令和3年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
第3	議案第30号	小金井市いじめ防止基本方針の一部改定について
第4	議案第31号	小金井市図書館協議会委員の委嘱について
第5	協議第4号	教育に関する事務に係る予算に対する意見について
第6	報告事項	1 令和3年第3回小金井市議会定例会について
		2 その他
		3 今後の日程

議案第29号

令和3年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

令和3年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、別紙のとおり点検及び評価をする。

令和3年11月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、本案を提出するものであります。

令和 3 年度

小金井市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

(評価対象：令和 2 年度事業)

小金井市教育委員会

はじめに

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の中で「教育委員会は、毎年、教育委員会における活動状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められています。また、同条第2項では、「点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図るもの」とされているところです。

小金井市教育委員会では、教育目標及び基本方針の実現に向け、「第2次明日の小金井教育プラン」及び「第3次小金井市生涯学習推進計画」に基づいて推進する「教育施策」に係る主な事業（65事業）について「点検及び評価表」を作成することとしています。

令和3年度（令和2年度事業評価）については、3人の学識経験者からいただいた貴重なご意見を踏まえ、以下のとおり評価報告書を作成しました。

小金井市教育委員会

目 次

小金井市教育委員会の教育目標	1
小金井市教育委員会の基本方針	2
令和2年度教育施策	3
教育目標・基本方針・各計画・教育施策の関係	10
令和3年度 点検及び評価対象事業	11
令和3年度 評価基準	12
点検及び評価表（学校教育）	13
1 概要	13
2 評価結果総括	13
3 評価表	14
点検及び評価表（生涯学習）	39
1 概要	39
2 評価結果総括	39
3 評価表	40
令和3年度 点検及び評価に係る学識経験者の意見	55
参考資料	60
1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
2 小金井市教育委員会の事務の管理及び執行の状況について の点検及び評価の実施に関する要綱	
3 令和2年度教育委員会運営状況	
4 令和2年度小金井市立小・中学校 学校行事・連合行事等日程表	

小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、令和2年第1回小金井市教育委員会定例会において、以下の教育目標を可決しています。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方立って、「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が生かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

(令和2年1月14日 小金井市教育委員会決定)

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

子どもたち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子どもたちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成31年2月12日 小金井市教育委員会決定)

令和2年度教育施策

小金井市教育委員会では、「教育目標」及び「基本方針」を実現するための「第2次明日の小金井教育プラン」・「第3次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進するため、令和2年度の教育施策を次のとおり定めました。

1 知育・德育・体育の推進

(1) 学力の向上

ア 教員の授業力向上

- (i) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現という視点からの授業改善を図る。
- (ii) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるために、全教員が研究授業に取り組み指導案等を市内教員間で共有する。また教職経験や職層に応じた研究・研修の充実を図る。
- (iii) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を展開するために、年間指導計画の充実、授業改善推進プランの作成・活用、児童・生徒による授業評価の実施、授業公開の充実を図る。
- (iv) 学習指導要領に基づいた年間指導計画の適正な作成と実施及び評価の実施、教員の授業力向上に関する成長を感じられる校内研究・研修の充実を図る。

イ 外国語活動・外国語科授業の充実

- (i) ALT（外国语指導助手）の効果的な活用により、英語によるコミュニケーション活動の充実を図る。
- (ii) 小学校と中学校の接続を見通した連携を推進する。

ウ 学校における個別学習支援の充実

- (i) 学生ボランティア、インターンシップ、教職大学院等、地域の教育資源等を活用し、授業の指導補助、放課後や夏季休暇等の補助学習を実施する等、確かな学力の定着を図る。
- (ii) 東京学芸大学等と連携して放課後等の学習の充実を図る。

エ 家庭学習の充実

- (i) 学校と家庭が連携して家庭学習の習慣化を図るとともに、宿題や予習・復習などの学習課題の充実を図る。
- (ii) 家庭学習のすすめや保護者向け資料「ハートコンタクト」を作成し、家庭での学習習慣の確立やそのための方法等についての啓発を図る。

オ 情報教育の充実・教育の情報化

- (i) 家庭・地域との連携の下、ICT機器の正しい使い方やインターネットやSNS等の利用に関するモラルやマナーを身に付ける

ための情報モラル教育の充実を図る。

- (イ) 授業において、効果的にＩＣＴ機器を活用することで、児童・生徒の情報活用能力を高めるとともに、学習内容への興味関心を引き、わかりやすい授業を展開する。また、教員研修の充実を図る。
- (ロ) 小学校プログラミング教育を推進し、論理的思考の育成やプログラミング体験の充実を図る。

(2) 心の教育

ア 人権教育の充実

- (イ) 教育活動全体を通じて、人権尊重の理念の定着を図るために人権教育を一層推進し、偏見と差別のない望ましい人間関係を確立する。
- (ロ) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。「いじめのないまち小金井宣言」の実現に向け、小金井市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、学校と家庭、地域社会が連携し「いじめを絶対に許さない」ことを児童・生徒の心に浸透させる。
- (ハ) 小金井市子どもの権利に関する条例のリーフレット、人権教育プログラム（東京都教育委員会）等を活用し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、鋭い人権感覚を身に付けた自立した個人を育てる教育を推進する。
- (ニ) 小金井市男女平等基本条例の男女両性の本質的平等の理念に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重されることを児童・生徒に理解させ、その具現化を図る男女平等教育を推進する。

イ 豊かな心の育成

- (イ) 児童・生徒が、自他をいつくしみ、かけがえのない生命や自然を大切にする等、思いやりの心を育み、人間性豊かに成長できるよう心の教育の充実を図る。
- (ロ) 児童・生徒が、自分自身の問題と捉え向き合う「考え方論する道徳」の実現を目指した道徳科の充実を図る。
- (ハ) 児童会・生徒会が主体となって、道徳心や公共心、礼儀正しく生活できる力が育つような校内の取組を推進する。
- (ニ) 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、その歴史や意義を学んだり、我が国と世界の国々の歴史や文化、習慣等を体験したりすることで、進んで平和な社会の実現に貢献しようとする児童・生徒を育成する。
- (ホ) 家庭や地域と連携した道徳教育の推進や道徳授業地区公開講座の充実を図り、社会の一員としての自覚を高め、規範意識を育む教育を推進するとともに、郷土小金井を愛し共に生きる子供を育成する。

ウ 教育相談の充実

- (イ) 不登校やいじめ、暴力行為等、児童・生徒が抱える多様な課題

の解決に向け、早期発見・早期対応ができるように不登校カルテを作成のうえ活用し、不登校支援員の派遣等、学校における組織的な教育相談体制の強化を行い、校内支援体制の充実を図るとともに、教員研修の充実を図る。

- (i) 児童・生徒が抱える多様な課題等の対応に当たっては、状況に応じて関係機関等との連携を図りながら、組織的な対応の充実に取り組む。
- (ii) 不登校等の課題に対応するため、スクールカウンセラーを学校の生活指導や教育相談組織の中で活用することで、学校の教育相談機能を充実させる。また、教育相談所、もくせい教室及び他の相談機関との連携を深め、児童・生徒等に対する教育相談体制の充実を図る。
- (iii) スクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒が置かれた様々な環境への働きかけや関係機関とのネットワークを活用することで、児童虐待や家庭の状況等に起因する問題行動等の未然防止、早期発見及び改善を図る。

エ・社会貢献精神の育成

- (i) 社会の一員としての自覚を高め、規範意識等を育むために、教育計画に基づき、教職員の適切な指導のもと、社会体験活動やボランティア活動等の充実に努める。
- (ii) 職場体験学習の充実を図り、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、キャリアパスポート等を活用し、子供たちの生き方指導や進路に関する指導の充実を図る。

オ・ふるさと教育の推進

- (i) 日本や世界の伝統・文化に触れる異文化教育や小金井市に由来する人物、風土、環境等を学ぶふるさと教育を通じて、多様な文化や郷土に対する理解を深めるとともに、国際的視野を広める教育を推進する。
- (ii) 児童・生徒及び教員が、郷土の自然や人、社会や文化、産業と触れ合う機会を充実させ、ふるさとのよさの発見や愛着心を育むために、積極的に地域と関わる。

(3) 健康教育

ア・食育の推進

食育リーダーによる指導方法の研究を行い、食育を推進する。新入生に食育リーフレットを配布することで、家庭における食生活の大切さの理解向上を図る。また、給食では、地場野菜を活用し、和食献立を充実させる。

イ・児童・生徒の体力向上

- (i) 東京オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動を通して、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しみながら、体力の向上を図る。

- (ii) 体力向上推進委員会による児童・生徒の体力調査の実施、分析をもとに体育的活動の改善に努め、体力のさらなる向上を図る。
 - (iii) 関係機関と連携した保健教育を推進し、健康で安全な生活を送る能力や態度の育成を図る。
- (4) 福祉教育「心のバリアフリー」事業の推進
- ア 障害のある人との交流活動や福祉体験活動等に取り組み、自他を尊重する心や障害についての理解教育の充実を図る。
 - イ 障害のある人との相互理解を深め、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶための交流教育の充実や副籍制度に基づいた交流及び共同学習を推進する。
 - ウ 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」及び「障害の社会モデル」の理解推進に努める。
- (5) 特別支援教育の充実
- ア 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた多様な学びの推進に向け、巡回相談、専門相談、校内委員会を充実させる。
 - イ 障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた指導、支援の充実に向け特別支援教室の設置や効果的な活用、合理的配慮の提供等についての研究を推進する。
 - ウ 全教職員の特別支援教育に関する資質、能力を高めるために、校長会、特別支援教育研修会、特別支援学級推進委員会を充実させる。
 - エ 特別支援教育支援員を配置し、学校における学習支援や日常生活上の介助等を含め、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を一層充実させる。
 - オ 特別な支援を必要とする児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現するために、特別支援教育研修会や市民等を対象とした講演会の開催、関係する福祉担当部局と連携することで、支援体制の充実を図る。

2 教育環境の整備

(1) 学校地域連携の推進

- ア 校長のリーダーシップのもとに、学校の自主性と自律性を確立し、学校、家庭、地域と連携・協力した特色ある教育活動を推進することで各校の教育力の向上を図る。
- イ 小金井市公立学校運営連絡会及び学校運営協議会による保護者や地域住民の参画や積極的な授業公開の実施等、社会に開かれた教育課程の推進に努める。
- ウ 学校評価に基づき、学校の教育活動を積極的に保護者や地域住民に説明し、効率的で透明性の高い学校運営を推進する。
- エ 全校で地域や近隣の大学、研究所、高度教育機関等との連携を深め、地域・外部の人材等を活用した学校支援体制の整備の充実を図る。
- オ 保護者や地域住民との一層の連携を図り、登下校時の見守り等の取

組を推進し、通学路や学区内での児童・生徒の安全確保に努める。

(2) I C T 環境の整備

児童・生徒用情報端末の台数・機器を更新し、児童・生徒の学習環境の向上及び情報化への対応を推進するとともに、新学習指導要領の実施に向けた I C T 教育環境の整備を計画的に推進する。

(3) 学校施設整備等の推進

- ア 学校教育の質的向上を図るため、施設・設備及び教育機器等の教材・教具、図書等を充実させるとともに有効活用に努める。
- イ 安全・安心な教育環境づくりに努めるとともに、地域の防災拠点の機能を併せもつ学校施設としての充実を図る。

3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

(1) 生涯学習の推進

- ア 市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、文化・スポーツに親しみ、その成果を地域社会の活動に反映できるよう第3次小金井市生涯学習推進計画に沿って施策の推進に努める。
- イ 学校、家庭、地域がその役割と責任を自覚し、相互に連携協力して地域全体で教育力を高める活動を推進する。
- ウ 地域の貴重な資源である大学、文化施設、N P O 等市民団体と連携して生涯学習施策を推進する。
- エ 退職前後の中高年層を対象として、学習の機会や情報を提供し、地域活動への参加を推進する。
- オ 市民の学習活動に資するため、市報やホームページ等を活用し、積極的に情報提供に努める。

(2) 青少年教育の推進

- ア 家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習の機会や情報提供の充実を図る。
- イ 子供たちの安全安心な居場所づくりとして、学校、家庭、地域と一緒にとなって実施している「放課後子ども教室」事業の充実を図る。
- ウ 清里山荘指定管理者と連携し、青少年が豊かな人間関係や社会性を育んでいくことができるよう、自然体験教室、ふれあい体験教室等多くの体験活動の機会を提供するとともに、自然や科学に対する関心を深め、創造性豊かな青少年の育成に努める。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ア 幼児期から高齢者までの市民が、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の場を提供し、健康・体力づくりを推進する。小金井市スポーツ推進計画を、スポーツ関係団体や市民と協働して推進する。
- イ 楽しむスポーツから競技スポーツまで、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ団体の活動を支援する。
- ウ 誰でも、いつでも気軽にスポーツすることができる環境づくりとして体育協会や総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。

エ スポーツ・レクリエーションの普及のため、スポーツ団体と連携して、指導者の育成・派遣等の指導体制の充実を図る。

(4) 文化財の保存と啓発活動の推進

ア 貴重な文化遺産を後世に継承していくため、埋蔵文化財の調査・保存・市指定文化財の保存及び郷土芸能の伝承を支援していくとともに、文化財センターの機能の充実を図る。

イ 市民の郷土に対する理解を深め地域資料を利活用するため、古文書等の調査を進め、市史編纂資料集等を刊行する。

ウ 市民が生涯を通じて、地域の歴史や文化財に親しむことができるよう、文化財等の解説や学習団体の支援の充実を図る。

エ 史跡玉川上水、名勝小金井（サクラ）の整備活用を通して、東京都及び市民団体と協働してヤマザクラ並木の歴史的景観を復活させる等、協働のまちづくりを推進する。

(5) 公民館の充実

ア 誰もが気軽に立ち寄り、共に学び、共にふれあう身近な公民館運営に努める。

イ 公民館運営に公民館運営審議会委員、企画実行委員の他、市民参加を図り、関連諸機関や市民団体とも協働して充実を図る。

ウ 事業の実施には、地域社会との連携に努め、団体・サークルやNPO法人等の諸機関・諸団体とも協力して充実を図る。

エ 主催講座については、地域的・今日的な課題、心豊かに生きることのできる学びの充実を図り、市民の自主的・自発的な学習活動の推進を支援する。

オ 市民の学習活動に機材・教材を提供し、活動の場の環境整備に努める。

カ 広報活動に市民も参加し、情報の提供に努める。

キ これまでの公民館が果たしてきた役割を踏まえ、公民館の中長期計画を策定する。

(6) 図書館の充実

ア 「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「なんでも」利用できる図書館運営に努める。

イ 「小金井市立図書館運営方針」に基づき、図書館施策を推進する。

ウ 子供の読書活動推進のため、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」に沿って施策の推進に努めるとともに、「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」の策定作業を進める。

エ 図書館の利便性向上のため、電子図書の導入、様々なデータベースの提供、資料用ICタグの導入などのICT化推進について検討を進める。

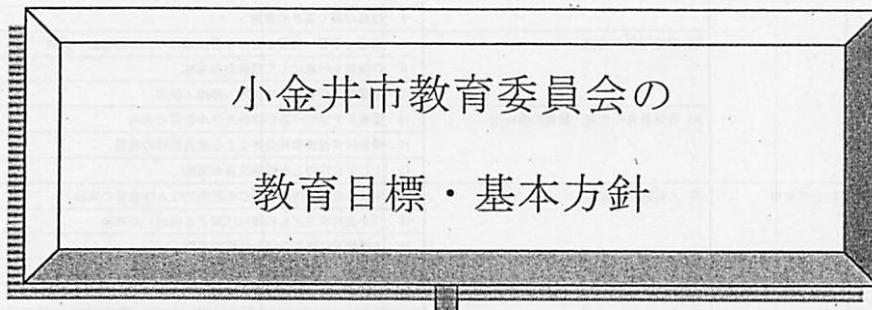
(7) 社会教育施設の整備

ア 市民の学習・文化活動及び集会の場として、施設の整備等を推進する。

- イ 市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、施設の整備充実を図る。
- ウ 公民館、図書館、体育館、学校など既存施設の有効活用を積極的に推進する。
- エ 震災の経験を踏まえた施設のあり方を検討する。

教育目標・基本方針・各計画・教育施策の関係

○理念的な原理・原則



○中期的な計画

「第2次明日の小金井教育プラン」(学校教育)

「第3次小金井市生涯学習推進計画」(生涯学習)

○当該年度の短期的な計画

(毎年度策定)

教育施策・主要事業



小金井市教育委員会が目指す教育の実現

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」の実現に向け「第2次明日の小金井教育プラン」と「第3次小金井市生涯学習推進計画」を策定しています。

これらの中長期的な計画に基づき、当該年度に実施する「教育施策」及び「主要事業」を明確化することができるようになります。

これらの「教育施策」及び「主要事業」等を推進していくことで、小金井市教育委員会が目指す教育を実現していきます。

令和3年度 点検及び評価対象事業（令和2年度実施事業）

【学校教育】		施設		点検及び評価対象項目名		担当
小金井市教育委員会の教育日報（平成20年1月24日）	小金井市教育委員会の基本方針（平成24年2月14日）	第2次明日の小金井教育プラン（H28・H32）	基本規範 小金井らしさの醸成	1 学力の向上 ① 教員の授業力向上 ② 学校における個別学習支援の充実 ③ 家庭学習の充実 ④ 情報教育の充実・教育の情報化	1 全教員が研究授業の実施 2 学校における校内研究等の実施 3 授業力向上に関する教員研修の実施 4 東京学芸大学との連携事業による学習支援の検討 5 地域及び学生ボランティア等の人材拡大 6 放課後及び夏季休業日等における補足的な学習の実施 7 授業の振り返りの実施 8 在籍や予習・復習などの学習問題についての検討・実施 9 保護者を対象とした講演会の実施 10 家庭学習のしおりの検討・作成・記念 11 情報リテラシー及び情報モラル教育の実施 12 情報教育推進委員会による教員研修の実施 13 ICTを活用した授業改訂の実施	指導室
				2 心の教育 ⑤ 人権教育の充実 ⑥ 登かなか心の育成 ⑦ 教育相談の充実 ⑧ 社会貢献精神の育成 ⑨ ふるさと教育の推進	14 学校の全教育活動を通じた計画的な人権教育の実施 15 「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知 16 人権教育に係る教員研修の実施 17 児童会、生徒会等による主体的活動の実施 18 学校における体験活動の実施 19 学校・保護者・地域が連携した道徳教育の実施 20 いじめ、不登校に対する組織的な教育相談の実施 21 専門機関と連携した教育相談の実施 22 教育相談等に係る教員研修の実施 23 地域・ボランティア活動の啓発 24 意図的、計画的なキャリア教育の実施 25 郡士に対する理解や郷土愛に関する学びの実施 26 教員及び児童・生徒の地元行事への参加	指導室
				3 健康教育 ⑩ 食育の推進 ⑪ 児童・生徒の体力向上	27 食育リーダー会議の開催 28 食に関するリーフレットの作成・配布・改定 29 特色ある歴史の定期的な提供	学年課
				4 福祉教育 ⑫ 心のバリアフリー事業の推進	30 オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動等を重視した教育の実施 31 基礎体力や運動技能を高める体育授業の実施	指導室
				5 特別支援教育 ⑬ 特別支援教育の充実	32 福祉体験活動の実施 33 座客のある方との交流活動の実施 34 現居、現職別の教員研修の実施 35 特別な教育ニーズがある児童・生徒に対する人的支援の実施 36 特別支援教室等を活用した学習の実施	指導室
				6 地域連携 ⑭ 学校地域連携の推進	37 近隣大学、研究所及び高度教育機関との連携事業の検討 38 学校と地域の連携事業の実施	指導室
				7 ICT環境の整備 ⑮ ICT機器の整備	39 教育用ICT機器の整備	学年課
				8 学校改修 ⑯ 学校改修設備の推進	40 計画的・長期的な方針に基づく、長寿化を含めた学校施設整備計画の策定 41 トイレ整備事業	施設課
【生涯学習】		施設		点検及び評価対象項目名		担当
小金井市教育委員会の教育日報（平成20年1月24日）	小金井市教育委員会の基本方針（平成24年2月14日）	第3次小金井生涯学習推進計画（H28・H32）	基本理念 学びの継承 実践の創造 「学びでつなぐ 人・まち・小金井」	1 学びを豊かにする環境づくり ① 学びに関する情報提供と相談体制の充実 ② 自主的な学習活動への支援 ③ 放課の充実と有効活用の推進	42 サークル案内 43 まなびあ!出版講座 44 公民館維持管理事業 45 図書館維持管理事業 46 総合体育館維持管理事業 47 文化センター維持管理事業	生涯学習課
				2 学びを通した人づくり ④ 子どもの居場所づくり ⑤ 世代に応じた学習機会の充実	48 放課後子ども教室 49 おはなし会事業 50 青少年のための科学の祭典 51 家庭教育学級 52 少年自然の森維持管理事業 53 シニア世代のための地域参加講座	生涯学習課 図書館 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課
				⑥ 多様な学習機会の提供	54 貸出サービス事業 55 ITサポート事業「こがねいパソコン相談室」 56 市民が作る自主講座 57 青年国際交換講座「生活日本語教室」 58 市史編さん活動 59 地域史講座 60 体育協会・総合型地域スポーツクラブ補助事業	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課
				3 学びを活かしたまちづくり ⑦ 歴史に親しむ組会の提供 ⑧ 地域人材・リーダーの育成と活用の促進	61 スポーツ開放・学校開放事業 62 市民体育祭 63 名勝小金井（サクラ）復活プロジェクト 64 ボランティアセミナー 65 スポーツ推進委員事業	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課

令和3年度 評価基準

令和3年度（令和2年度事業）の点検評価を実施するに当たり、評価指標は以下のとおりとします。

S	達成し、予想以上の効果又は取り組みとなっている。	施策に沿って事業を進め、当該年度目標及び事業目標を達成し、予想以上に効果的な結果又は目標以上の優れた取り組みとなっている。 (今後の事業展開は、「拡充」)
A	達成している。	施策に沿って事業を進め、当該年度目標又は事業目標を達成している。(今後の事業展開は、「拡充」又は「継続（現状維持）」)
B	概ね達成している。	施策に沿って事業を進め、当該年度目標を概ね達成したが、改善の余地がある。(今後の事業展開は、「継続（現状維持）」又は「見直し（手法等）」)
C	達成見込みはあるが、一部課題がある。	施策に沿って事業を進めてはいるが、当該年度目標を達成したとはいえず、改善する必要がある。(今後の事業展開は、「見直し（手法等）」)
D	達成に向けて困難な課題がある又は着手していない。	施策に沿って事業を進めてはいるが、当該年度目標を達成することのできない大きな課題がある。又は、事業自体に着手できていない。 (今後の事業展開は、「廃止（縮小）」)

※ 今後の事業展開の指標は、目安である。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当該年度目標を達成したとはいえない事業の評価指標は、以下のとおりとします。

α	コロナ禍における新たな取り組みとなっている。	新型コロナウイルス感染症対応の創意工夫がなされた取り組みとなっている。
—	評価なし	上記以外

点検及び評価表（学校教育）

1 概要

学校教育では、小金井市教育委員会の基本方針に基づいた第2次明日の小金井教育プランの最終年度を迎える、その重点施策である41事業について点検・評価を行った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、評価なしとした事業が4事業あったが、それ以外の37事業についてはB評価以上又はα評価となつた。また、そのうちS評価については前年度より5事業の増となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、学校教育における事業に創意工夫をしつつ推進できているものと評価できる。

前年度の評価結果と比較すると、新型コロナウイルス感染拡大の影響により1事業の評価が下がったものの、8事業で評価が上がり、改善がみられた結果となつた。具体的には、「5地域及び学生ボランティア等の人数拡大」はBからS評価となり、コロナ禍における来校制限を行つたものの、追加事業として学校教育活動支援員を導入し、できる限りの個別指導が行われるようになったことを評価した。次に、「39教育用ICT機器の整備」をAからS評価とした。この事業は、新型コロナウイルス感染症のまん延を背景に、児童・生徒一人一台のICT機器配備を大幅に前倒しで整備することができたことを評価したものである。

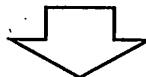
本評価で、C・D評価がなく、B評価が減少したことは、施策及び事業目標の達成に向けた取り組みがなされた結果である。来年度からは、新たな計画の施策及び事業目標の達成に向け、担当課を中心に小・中学校、関係機関等と連携し、施策及び事業の推進に取り組んでいくこととする。

2 評価結果総括

	事業数	S	A	B	C	D	α	一
(1) 教員の授業力向上	3	3						
(2) 学校における個別学習支援の充実	4	1	2				1	
(3) 家庭学習の充実	3		2	1				
(4) 情報教育の充実・教育の情報化	3	1	2					
(5) 人権教育の充実	3		3					
(6) 豊かな心の育成	3		1				2	
(7) 教育相談の充実	3		2					1
(8) 社会貢献精神の育成	2		1	1				
(9) ふるさと教育の推進	2		1					1
(10) 食育の推進	3		2					1
(11) 児童・生徒の体力向上	2	1	1					
(12) 心のバリアフリー事業の推進	2		1					1
(13) 特別支援教育の充実	3		2	1				
(14) 学校地域連携の推進	2	1	1					
(15) ICT機器の整備	1	1						
(16) 学校施設整備の推進	2	1	1					
合 计	41	6	25	3	0	0	3	4
内訳 (%)		14.6%	61.0%	7.3%	0.0%	0.0%	7.3%	9.8%

3 評価表

施策1 学力向上		担当
(1) 教員の授業力向上		指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	児童・生徒が個性と能力を伸ばし、変化の激しいこれからの社会を生きていくための基礎として、「確かな学力」を育成することが必要である。 そのために、学校教育の大前提である児童・生徒理解に基づき、学ぶ意欲や知的好奇心を高め、基礎的・基本的な知識・技能とこれらを活用するために必要な思考力・判断力・表現力等を身に付けることができるよう、教員の授業力の向上を図る。 そのため、授業力の向上に関する教員研修の充実、学校における校内研究の充実、「開かれた学校の推進」を目指す。	
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>1 全教員が研究授業の実施 全教員が年に1回研究授業を実施し、指導案、教材等を共有する。</p> <p>2 学校における校内研究の実施 全小・中学校が各校でテーマを設定し、校内研究を実施し、成果を普及させる。</p> <p>3 授業力向上に関する教員研修の実施 職層や経験に応じた教員向けの研修を実施する。</p>	



令和2年度の 取組状況 (Do)	<p>1 全小・中学校の全教員が研究授業を実施することができた。また、全校で教材等のデータを共有フォルダに掲載した。</p> <p>2 全小・中学校がそれぞれ課題としているテーマを設定し、校内研究を実施し、成果を普及することができた。</p> <p>3 教育委員会主催で初任者・2年次・3年次研修、新任主任教諭研修、新任主幹教諭研修、夏季特別研修等を開催し教員の授業力向上を図るために研修を実施した。国や東京都の授業力向上を図るために研修についても、学校に周知し参加を呼びかけた。 また、校内研修でも授業力向上に関わる研修を実施し、講師として市教委が指導に当たることもあった。</p>
施 策 の 進 捗 状 況	教員の授業力向上は終わりがない。児童・生徒の学力調査等の結果はよいものとなっているが、今後も授業改善を進めていく。

1	全教員が研究授業の実施		
自己評価 (Check)			
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	今後の事業展開
A	A	小・中学校の全教員が研究授業を実施し、指導案、教材等を共有した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性 と改善策 (Action)	校務用PCやChromebookの共有フォルダを活用して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業実践に関する指導案や教材等を引き続き共有していく。		

2	学校における校内研究の実施		
自己評価 (Check)			
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	今後の事業展開
A	A	全小・中学校が新しい学習指導要領に関連したテーマを設定し、校内研究を実施した。他校へ成果物を配布する等し、成果を普及することができた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性 と改善策 (Action)	小・中学校ともに新学習指導要領に基づいた学習が始まった。新学習指導要領の理解を深めることは、教員の授業力向上のために大切である。今後も新しい学習指導要領に関連したテーマを設定し、ICTを活用した授業改善を中心とした校内研究を実施させる。		

3	授業力向上に関する教員研修の実施		
自己評価 (Check)			
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	今後の事業展開
A	A	初任者・2年次・3年次研修、新任主任教諭研修、新任主幹教諭研修、夏期特別研修等を開催し教員の授業力向上を図るために研修を実施した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性 と改善策 (Action)	個々の教員の資質、能力の向上のため職種・職層に応じた研修の充実を図る。		

施策1 学力向上	担当
(2) 学校における個別学習支援の充実	指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	学力向上のためには、児童・生徒一人一人に応じた個別指導の充実が必要である。授業の中での個に応じた指導は、どの教員も行っているところであるが、特に学習の定着ができていない児童・生徒には授業以外での個別の学習支援が大切である。
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画・目 標 (Plan)	<p>4 東京学芸大学との連携事業による学習支援の検討 東京学芸大学との連携事業で、放課後や夏季休業日の学習支援教室の実施・継続に向けて検討する。</p> <p>5 地域及び学生ボランティア等の人数拡大 小・中学校において、地域及び学生ボランティアによる放課後や土曜日等の学習教室を実施する。</p> <p>6 放課後及び夏季休業日等における補充的な学習の実施 児童・生徒に基礎的・基本的な学習の確実な定着を図るために、放課後及び夏季休業日等に補充的な学習教室を実施する。</p> <p>7 授業の振り返りの実施 教員には一時間の授業の中で最後に学習したことを取り入れるよう指導し、一人一人が授業を振り返る活動を行わせる。</p>



令和2年度の取組状況 (Do)	<p>4 新型コロナウイルス感染症対策により、外部からの来校者を制限したため、実施できなかった。令和3年度以降の新たな連携事業に向けた準備を進めた。</p> <p>5 新型コロナウイルス感染症対策により、外部からの来校者を制限したが、一部の小・中学校において、地域及び学生ボランティアによる放課後等の学習教室を実施した。その他、インターナンシップの学生やPTA、地域の方の無償ボランティアも各校で支援に入った。1～3月には追加事業として学校教育活動支援員を導入し、学習支援等を行った。できる限りの個別指導が行われるようにした。</p> <p>6 児童・生徒に基礎的・基本的な学習の確実な定着を図るために、放課後等に補充的な学習教室を実施した。</p> <p>7 研修等で教員に一時間の授業の中で最後に学習したことを取り入れるよう指導した。</p>
施 策 の 進 捗 状 況	学力向上のためには一人一人に応じた個別の指導が必要である。大学、地域と連携した学習教室のさらなる充実を図る。

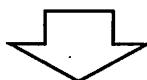
4		東京学芸大学との連携事業による学習支援の検討		
		自己評価 (Check)		
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	今後の事業展開	
A	A	新型コロナウイルス感染症対策により、外部からの来校者を制限したため、実施できなかった。令和3年度以降の新たな連携協定に向けた準備を進めた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)	
今後の方針性と改善策 (Action)		東京学芸大学との連携事業は令和元年度で終了した。学習支援は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、学校の実情に応じて、他大学との連携も含め検討していく。東京学芸大学との新たな連携事業を、企業の支援を受けて新たに計画した。		

5		地域及び学生ボランティア等の人数拡大		
		自己評価 (Check)		
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	今後の事業展開	
B	S	令和2年度、地域及び学生ボランティアに配布した図書カードは、小学校延べ719人、中学校延べ85人であった。その他、インターンシップの学生やP.T.A.、地域の方の無償ボランティアも各校で支援に入った。追加事業として1~3月に延べ91人の学校教育活動支援員を導入した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)	
今後の方針性と改善策 (Action)		学生ボランティアだけでなく、広くボランティア活動の方々が学校の支援に当たれるよう、地域及び学生ボランティア等の充実を図る。		

6		放課後及び夏季休業日等における補充的な学習の実施		
		自己評価 (Check)		
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	今後の事業展開	
B	A	児童・生徒に基礎的・基本的な学習の確実な定着を図るために、放課後等に補充的な学習教室を実施した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)	
今後の方針性と改善策 (Action)		児童・生徒に基礎的・基本的な学習の確実な定着を図るために、放課後及び夏季休業日等に補充的な学習教室を充実していく。ICTを活用して、オンラインでも学習できるよう工夫をしていく。		

7		授業の振り返りの実施		
		自己評価 (Check)		
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	今後の事業展開	
A	A	研修等で教員に1時間の授業の中で最後に学習したことを振り返る活動を取り入れるよう指導した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)	
今後の方針性と改善策 (Action)		今後も研修等で教員に1時間の授業の中で最後に学習したことを振り返る活動を取り入れるよう指導していく。		

施策1 学力向上	担当
(3) 家庭学習の充実	指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	学校での学習内容の定着には、家庭学習の充実が大切である。学習習慣を身に付けさせるために家庭学習の充実を図る。
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>8 宿題や予習・復習などの学習課題についての検討・実施 宿題や予習・復習などの学習課題について学年の教員で検討したり、学校全体で調整したりする。</p> <p>9 保護者を対象にした講演会の実施 保護者を対象に家庭学習の大切さややり方などについて講演会を実施する。</p> <p>10 家庭学習のしおりの検討・作成・配布 家庭学習のしおりの検討・作成・配布をする。</p>



令和2年度の 取組状況 (Do)	<p>8 宿題や予習・復習などの学習課題について学年の教員で検討したり、学校全体で調整したりするよう指導した。</p> <p>9 全小・中学校において保護者会等の機会をとらえ、保護者を対象に家庭学習の大切さや学習の仕方などの講演を行った。</p> <p>10 各学校の実態に応じて、各学校が家庭学習のしおりを作成した。</p>
施 策 の 進 捗 状 況	家庭学習は重要ではあるが、各学校、各家庭の実態に応じて考えなければならない。教育委員会としては、I C Tなども活用した家庭学習の理解を家庭が深めるよう各学校へ指導していく。

8	宿題や予習・復習などの学習課題についての検討・実施		
自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
A	A	宿題や予習・復習などの学習課題について学年の教員で検討したり、学校全体で調整したりするよう指導した。	
今後の方針性と改善策 (Action)	発達段階や習熟の程度に応じた学習課題であることが大切であることから、ICTも活用しながら、学校全体で方針をもって実施させていく。		

9	保護者を対象にした講演の実施		
自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
B	A	全小・中学校において保護者会等の機会をとらえ、保護者を対象に家庭学習の大切さや学習の仕方などの講演を行った。	
今後の方針性と改善策 (Action)	今後も、地域や実態に応じた講演とするため、各学校で実態に応じて、保護者会等で家庭学習の大切さやICTを活用した学習の仕方などの講演を実施していく。		

10	家庭学習のしおりの検討・作成・配布		
自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
B	B	各学校の実態に応じて、各学校が家庭学習のしおりを作成した。	
今後の方針性と改善策 (Action)	発達段階や習熟の程度に応じた家庭学習のあり方は違うことから、ICTも活用しながら、各学校の実態に合わせた家庭学習のしおりを作成するように指導する。		

施策 1 学力向上	担当
(4) 情報教育の充実・教育の情報化	指導室
施 策 内 容 と 目的・目標 事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画・目 標 (Plan)	<p>情報化社会の急激な進歩に伴い、児童・生徒を取り巻く環境も大きく変化している。情報教育の充実及び教育の情報化を進めていく。</p> <p>1.1 情報リテラシー及び情報モラル教育の実施 各教科等の指導を通して情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようする。</p> <p>1.2 情報教育推進委員会等による教員研修の実施 教員が授業でコンピュータ等を円滑かつ効果的に活用する力を身に付けるとともに、情報教育の実践的指導力を身に付ける。</p> <p>1.3 I C T を活用した授業改善の実施 情報化社会に適応する能力を培うことを視野に入れた I C T 機器を活用した授業を実施し、情報教育の充実・教育の情報化を推進する。</p>



令和 2 年 度 の 取 組 状 況 (Do)	11 各教科等を通して情報モラルを身に付ける指導を行った。また、全小・中学校でSNS学校ルールを作成し、情報モラル教育に取り組んだ。 12 次世代教育推進委員会（旧情報教育推進委員会）を年2回実施した。GIGAスクール構想により、1人1台の配備をしたChromebookの活用を推進するため、Google for Educationの研修を3回実施した。 13 I C T 活用の推進をテーマとした研究奨励校を1校（南中）、プログラミング教育の推進をテーマとした授業改善推進指定校を1校（本町小）指定し、授業実践の発表や授業公開等を行った。
施 策 の 進 捗 状 況	GIGAスクール構想により、1人1台の配備をしたChromebookの活用をさらに推進するため、校内体制の整備、教員研修の充実、授業実践の共有を目指す。各教科等で児童・生徒がChromebookを活用した新しい学びの在り方を研究していく。

1 1		情報リテラシー及び情報モラル教育の実施		
自己評価 (Check)			今後の事業展開	
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)		
A	A	各教科等を通して情報モラルを身に付ける指導を行った。また、全小・中学校でSNS学校ルールを作成し、情報モラル教育に取り組んだ。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）	
今後の方針性と改善策 (Action)		学習指導要領に則した教育活動の適切な実施を行う。その中で情報リテラシー及び情報モラル教育の内容を適切に扱う。「Chromebook使い方ルール」「Chromebook貸し出しルール」に基づいて、適切にChromebookを活用し、適宜、ルールの見直しを図る。		

1 2		情報教育推進委員会等による教員研修の実施		
自己評価 (Check)			今後の事業展開	
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)		
A	S	次世代教育推進委員会（旧情報教育推進委員会）を年2回実施した。GIGAスクール構想により、1人1台の配備をしたChromebookの活用を推進するため、Google for Educationの研修を3回実施した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）	
今後の方針性と改善策 (Action)		GIGAスクール構想により、1人1台の配備をしたChromebookの活用をさらに推進するため、校内体制の整備、教員研修の充実を目指す。次世代教育推進委員会をさらに活用を推進するための場とし、Chromebookを活用した新しい学びの在り方についての研究、研修の充実を図っていく。		

1 3		ICTを活用した授業改善の実施		
自己評価 (Check)			今後の事業展開	
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)		
A	A	ICT活用の推進をテーマとした研究奨励校を1校（南中学校）、プログラミング教育の推進をテーマとした授業改善推進指定校を1校（本町小学校）指定し、授業実践の発表や授業公開等を行った。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）	
今後の方針性と改善策 (Action)		GIGAスクール構想により、1人1台の配備をしたChromebookの活用をさらに推進するため、各校における授業実践の共有を目指す。その成果を全校に広め、GIGAスクールセンターと連携しながら、ICTを活用した授業改善を進めていく。		

施策2 心の教育		担当
(5) 人権教育の充実		指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	教職員の児童・生徒理解のもと、全教育活動を通して、一人一人を大切にする組織的・計画的な人権教育を実施する。	
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>14 学校の全教育活動を通じた計画的な人権教育の実施 各学校で全ての教育活動を通して、意図的で計画的な人権教育の推進を図る。</p> <p>15 「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知 「小金井市子どもの権利に関する条例」を全ての学校に周知し、リーフレットを活用して児童・生徒の理解を深める。</p> <p>16 人権教育に係る教職員研修の実施 人権教育に関する教職員向けの研修会を実施し、人権感覚を高めるよう指導した。</p>	



令和2年度の取組状況 (Do)	14 全小・中学校で人権教育推進計画を策定している。計画に従い、各教科等の関連を図りながら実施している。 15 「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットを全小・中学校に配布し、活用するよう周知した。 16 人権尊重教育推進校公開授業・講演会（オンライン開催）への参加をすすめた。人権教育推進委員が各校での人権教育の推進役となり、校内での研修を行った。
施 策 の 進 捗 状 況	一人一人の児童・生徒を大切にするという考えは、全ての教育活動を通じて行わなければならない。今後も人権教育の充実を図っていく。

14		学校の全教育活動を通じた計画的な人権教育の実施		
自己評価 (Check)			今後の事業展開	
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
A	A	全小・中学校で人権教育推進計画を策定している。計画に従い、各教科等の関連を図りながら実施している。		
今後の方針性と改善策 (Action)		各教科等と総合的な学習の時間、道徳の時間など関連をもたせながら、計画的に実施するよう指導していく。		

15		「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知		
自己評価 (Check)			今後の事業展開	
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
A	A	'小金井市子どもの権利に関する条例'リーフレットを全小・中学校に配布し、活用するよう周知した。		
今後の方針性と改善策 (Action)		今後もリーフレットを活用し、発達段階に応じた指導の工夫等を促していく。		

16		人権教育に係る教職員研修の実施		
自己評価 (Check)			今後の事業展開	
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
A	A	人権尊重教育推進校公開授業・講演会（オンライン開催）への参加をすすめた。人権教育推進委員が各校での人権教育の推進役となり、校内での研修を行った。		
今後の方針性と改善策 (Action)		教職員の人権感覚を磨くことが、子ども達の人権教育推進にもつながることから、職層に応じた人権教育に関する研修の充実を図る。		

施策2 心の教育		担当
(6) 豊かな心の育成		指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	児童・生徒が自他をいつくしみ、かけがえのない生命や自然を大切にするなど、思いやりの心を育み、人間性豊かに成長できるよう心の教育の充実を図る。	
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>17 児童会、生徒会等による主体的活動の実施 児童会・生徒会が主体となって、道徳心や公共心、礼儀正しく生活できる力が育つような校内の取組を推進する。</p> <p>18 学校における体験活動の実施 職場体験や福祉体験等、学校における体験活動を通して、児童・生徒の豊かな心の育成に取り組む。</p> <p>19 学校・保護者・地域が連携した道徳教育の実施 家庭や地域と連携した道徳教育の推進を図り、社会の一員としての自覚を高め、規範意識を育む教育を推進する。</p>	



令 和 2 年 度 の 取 組 状 況 (Do)	17 児童会・生徒会等が主体となって、あいさつ運動、いじめ防止などの取組を実施した。小金井教育の日にオンラインを活用して、中学校生徒会活動の情報交換を行つた。 18 コロナ禍のため、職場体験等は行えなかつたが、学校に講師を招いて話を聞くなど、各校で工夫をして活動を行つた。 19 コロナ禍のため道徳授業公開講座を実施することはできなかつたが、各校が工夫をして、保護者・地域に道徳教育の取組を発信した。
施 策 の 進 摂 状 況	児童・生徒が自他をいつくしみ、かけがえのない生命や自然を大切にするなど、思いやりの心を育み、人間性豊かに成長できるよう、さらなる心の教育の充実を図る。

17

児童会、生徒会等による主体的活動の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	児童会・生徒会等が主体となって、あいさつ運動、いじめ防止などの取組を実施した。小金井教育の日にオンラインを活用して、中学校生徒会活動の情報交換を行った。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)		児童会・生徒会等による主体的活動が、ICTを活用するなど、各校の創意工夫により、一層活性化するよう、これまでの取組を継続していく。	

18

学校における体験活動の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	α	コロナ禍のため、職場体験等は行えなかつたが、職業調べや履歴書作成・面接の実施、講師を招いて勤労について話を聞く等、各校で活動を工夫した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)		コロナ禍での職場体験や福祉体験等の実施事例を校長会、教務主任研修会等で紹介し、各学校における体験活動の内容をより一層工夫させる。	

19

学校・保護者・地域が連携した道徳教育の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	α	コロナ禍のため道徳授業公開講座を実施することはできなかつたが、各校が紙面開催し保護者・地域の方々に配布するなど、道徳授業の様子や道徳教育の取組を発信した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)		コロナ禍においても、学校・保護者・地域が一層の連携を進めることができるように、学校だより等を通して学校の道徳教育の取組を発信するなどして、特別の教科道徳についての理解を深めていく。	

施策2 心の教育	担当
(7) 教育相談の充実	指導室
施策内容と目的・目標	いじめや不登校等、児童・生徒が抱える多様化、複雑化した課題の解決に向け、教員の資質向上を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な教育相談体制の充実を推進する。
事業展開と令和2年度の計画・目標 (Plan)	<p>2.0 いじめ、不登校等に対する組織的な教育相談の実施 いじめ、不登校の未然防止及び早期発見・早期対応を目指した学校の相談体制を構築し、迅速に問題解決を行う。</p> <p>2.1 専門機関と連携した教育相談の実施 医師、大学教授、作業療法士、臨床心理士等の専門家を学校へ派遣し、専門的な知見を生かしたアセスメントを行い、教育相談の充実を図る。</p> <p>2.2 教育相談等に係る教員研修の実施 いじめ、不登校等児童・生徒の抱える課題を理解し、問題解決のための効果的な指導方法についての研修会を実施する。</p>



令和2年度の取組状況 (Do)	20 全小・中学校でいじめや不登校等に対応する校内委員会を設置し、定期的に開催した。全小・中学校で小学5年生・中学1年生を対象にスクールカウンセラーの全員面接を実施した。 21 全小・中学校に、様々な悩みを抱える児童・生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するために、医療機関、大学等と連携し、教育相談を実施した。 22 教育相談研修会や関係機関と連携した地区連絡協議会を実施した。
施進捗状況	いじめ、不登校等の課題解決に向け、教員の資質向上を図るために研修会を実施したり、校内体制の整備を図ったりするなどした。小金井市いじめ防止対策推進条例を制定した。

20

いじめ、不登校等に対する組織的な教育相談の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
A	A	全小・中学校で小学5年生・中学1年生を対象にスクールカウンセラーの全員面接を実施した。月に5日欠席した児童・生徒には不登校カルテを作成し、教育相談所に提出するとともに、支援方法について適宜指導・助言を行った。	
今後の方針性と改善策 (Action)		不登校カルテを分析から、不登校児児童・生徒への効果的な対策を検討し、市の教育相談所を中心とした不登校対策委員会の充実を図る。	

21

専門機関と連携した教育相談の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
A	A	全小・中学校に、様々な悩みを抱える児童・生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するために、医療機関、大学等と連携し、教育相談を実施した。	
今後の方針性と改善策 (Action)		教育相談での専門的なアドバイスを指導に生かしていく。今後とも、充実させていく。また、東京学芸大学と連携をして、もくせい教室の充実を図る。	

22

教育相談等に係る教員研修の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
A	—	教育相談研修会を計画通り実施し、若手・中堅教員がそれぞれの職層に応じ参加した。コロナ禍のため、地区連絡協議会を実施できなかった。	
今後の方針性と改善策 (Action)		若手教員育成研修でも教育相談に関わる研修を取り入れていくなど、職層に応じた研修の充実を図るとともに、ケース事例を取り入れるなど実践的な研修としていく。小金井市いじめ防止対策推進条例を周知する研修も実施する。	

施策2 心の教育		担当
(8) 社会貢献精神の育成		指導室
施策内容と目的・目標	社会の一員としての自覚を高め、規範意識を育むために、教育計画に基づき、教職員の適切な指導のもと、社会体験活動やボランティア活動等の充実に努める。	
事業展開と令和2年度の計画・目標 (Plan)	23 地域・ボランティア活動の啓発 ボランティアカードを活用して、地域ボランティア活動への参加を推奨する。 24 意図的、計画的なキャリア教育の実施 発達段階に応じて職場体験、職場訪問等を実施し、児童・生徒の職業観・勤労観を育む。	



令和2年度の取組状況 (Do)	23 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した割合は、 小学6年生 59.0% (昨年度55.8%) 中学3年生 55.1% (昨年度36.5%) であった。 24 将来の夢や希望を持っていると回答した割合は、 小学6年生 81.4% (昨年度82.6%) 中学3年生 78.4% (昨年度65.3%) であった。
施策の進捗状況	今後も、地域ボランティア活動の情報提供や積極的な評価を行っていく。

23		地域・ボランティア活動の啓発	
R1	R2	自己評価 (Check)	今後の事業展開
B	A	評価の説明 (成果と課題) 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えことがあると回答した割合は、 小学6年生 59.0% (昨年度55.8%) 中学3年生 55.1% (昨年度36.5%) であり、小・中学生共に意識向上が図られた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			ボランティアカードを活用して、地域ボランティア活動への参加をさらに呼びかけていく。

24		意図的、計画的なキャリア教育の実施	
R1	R2	自己評価 (Check)	今後の事業展開
B	B	評価の説明 (成果と課題) 将来の夢や希望を持っていると回答した割合は、 小学6年生 81.4% (昨年度82.6%) 中学3年生 78.4% (昨年度65.3%) であった。中学生の意識が向上したが、小学生の意識については、改善の余地がある。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			発達段階に応じて職場体験、職場訪問等を実施し、児童・生徒の職業観・勤労観を育む。

施策2 心の教育	担当
(9) ふるさと教育の推進	指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	小金井市に由来する人物、風土、環境等を学ぶ、ふるさと教育を通じて、多様な文化や郷土に対する理解を深める。
事 業 展 開 と 令和2年度の 計 画・目標 (Plan)	25 郡土に対する理解や郷土愛に関する学びの実施 小金井市に由来する人物、風土、環境等を学ぶことにより、郷土に関する理解や郷土愛の心を育てる。 26 教員及び児童・生徒の地域行事への参加 地域行事などの積極的な参加を促し、ふるさとへの愛着や誇りの醸成、地域に貢献しようとする意欲の向上を図る。



令和2年度の 取組状況 (Do)	25 小学校3・4年生の社会科を中心に、地域探検をするなど小金井市に由来する人物、風土、環境等を学習した。 26 地域行事の情報提供や地域行事へのボランティア参加を促した。 地域の行事に参加した割合は、 小学6年生 36.5% (昨年度 52.0%) 中学3年生 27.2% (昨年度 31.4%) であった。
施 策 の 進捗状況	小学校社会科副読本の内容の充実を図る。小金井に関する地域教材の研究・開発を行う。

25 郡土に対する理解や郷土愛に関する学びの実施		
自己評価 (Check)		今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題) 小学校3・4年生の社会科を中心に、地域探検をするなど小金井市に由来する人物、風土、環境等を学習した。
今後の方針性 と改善策 (Action)		小学校社会科副読本の内容の充実を図るために、改訂を行う。子どもたちの興味・関心が高まるよう工夫する。

26 教員及び児童・生徒の地域行事への参加		
自己評価 (Check)		今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題) 新型コロナウイルス感染症対策により、地域行事が例年のように実施されなかつたが、地域行事の情報提供や地域行事へのボランティア参加を促した。 地域の行事に参加した割合は、 小学6年生 36.5% (昨年度 52.0%) 中学3年生 27.2% (昨年度 31.4%) であった。
今後の方針性 と改善策 (Action)		部活動や習い事等で忙しく生活している中であるが、小・中学生への地域行事への参加を引き続き呼びかけ、ボランティアカードの活用促進を図る。

施策 3 健康教育	担当
(10) 食育の推進	学務課
施 策 内 容 と 目的・目標	<p>子どもの食生活は、心身の成長や健康の維持増進の上で重要であることから、学校、家庭、地域が連携し、次世代を担う子どもの望ましい食生活の形成に努める必要がある。</p> <p>食育の普及・促進のため、給食に特色ある献立を提供することや、リーフレットを作成し、保護者へ配布することにより、家庭における食生活の大切さの理解の向上を図る。</p> <p>そのため、食育リーダーによる食育に関する指導方法の研究、家庭における食生活の大切さの理解の向上及び特色ある献立の充実を目指す。</p>
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>27 食育リーダー会議の開催 今年度は2回開催予定。第1回は各校の食育リーダーより状況報告を行なう。第2回は栄養士会との合同の講演会を実施予定。食育関係の講師を依頼し、学務課より、指導室、学校関係者のみならず健康課及び市食育推進会議委員、保育課の職員にも通知する。</p> <p>28 食に関するリーフレットの作成・配布・改定 リーフレットを小学校1年生・転入児童生徒分を印刷し、学校を通じて配布する。</p> <p>29 特色ある献立の定期的な提供 地場野菜を使用した特色ある献立を提供していくために、JAや農家の方、農業委員会事務局、栄養士会と学務課とで情報交換の場を持つ。</p>



令 和 2 年 度 の 取 組 状 況 (Do)	<p>27 年1回の会議を開催したが、コロナの影響で書面による開催となった。各校で行う食育の取組について、食育リーダーが各自確認を行った。</p> <p>28 令和2年度に食育リーダー会で作成したリーフレットを、小学校1年生、転入生の保護者に対し、学校を通じ配布した。</p> <p>29 地場野菜の普及促進のため、JA、農家、農業委員会事務局、健康課、栄養士会、学務課と情報交換の場として年1回の懇談会を実施した。各校で、地場野菜を活用した特色ある共通献立「江戸こがね汁」を提供した。</p>
施 策 の 進 捗 状 況	給食に地場野菜を活用した共通献立「江戸こがね汁」の提供や、教育に関連する特色ある献立を提供し、リーフレットを配布することにより、食育の普及・推進について一定の進捗があったものと考えている。

27

食育リーダー会議の開催

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	—	年1回の会議を開催したが、コロナの影響で書面による開催となった。各校で行う食育の取組について、食育リーダーが各自確認を行った。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)		引き続き食育の推進を図り、併せて指導方法の研究を行う。	

28

食に関するリーフレットの作成・配布・改定

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	令和2年度に食育リーダー会で作成・改定した新リーフレットを、小・中学校全児童生徒及び転入生の保護者に対し、学校を通じ配布した。 給食だより等で保護者に対し、食育の事例を紹介するなど、栄養指導にも活用した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)		全児童・生徒の保護者にリーフレットを配布・周知することで、学校と家庭が連携した食育の推進を目指す。 次回改定（令和7年度）に向け、食育リーダー会で内容の検討を行う。	

29

特色ある献立の定期的な提供

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	小・中学校では、教育に関連した特色ある献立を提供するとともに、地場野菜を活用した共通献立「江戸こがね汁」を提供した。なお、野菜使用総量に占める地場野菜の使用率は11.97%となつた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)		食育の普及・促進のため、給食に特色ある献立を提供するとともに、地域と連携し、更なる地場野菜の活用を図る。	

施策 3 健康教育	担当
(11) 児童・生徒の体力向上	指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	東京オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動を通して、児童・生徒が積極的に運動やスポーツに親しみながら、体力の向上を図る。
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>30 オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動等を重視した教育の実施 全小・中学校において、オリンピック・パラリンピック教育の全体計画、年間指導計画を策定し、実施する。</p> <p>31 基礎体力や運動技能を高める体育授業の実施 体力向上委員会で体力調査の分析を行うとともに、体育の授業研究を行い、その成果を還元することで全校の児童・生徒の体力向上を図る。</p>



令和 2 年 度 の 取 組 状 況 (Do)	<p>30 全小・中学校において、オリンピック・パラリンピック教育推進校として全体計画、年間指導計画を策定した。また、オリンピック教育アワードとして1校、文化プログラム・学校連携事業（地域連携型）として1校指定を受け活動した。</p> <p>31 体力向上推進委員会を開催し、実技研修（タグラグビー）を実施した。また、国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業として地区が指定を受けて取り組んだ。</p>
施 策 の 進 捗 状 況	アスリートを招聘して講演会をするなどオリンピック・パラリンピックに関わる教育を推進していく。

30	オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動等を重視した教育の実施	
自己評価 (Check)		今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)
A	A	<p>全小・中学校において、オリンピック・パラリンピック教育推進校として全体計画、年間指導計画を策定し、実施した。</p>
今後の方針性 と改善策 (Action)	東京都教育委員会の方針を受け、オリンピック・パラリンピックが終了しても引き続き残していく取組となるよう計画させる。	

31	基礎体力や運動技能を高める体育授業の実施	
自己評価 (Check)		今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)
A	S	<p>体力向上推進委員会を開催し、実技研修（タグラグビー）を実施した。小金井第二小学校を研究指定校とし、基礎体力や運動技能を高める体育授業の改善を図った。</p>
今後の方針性 と改善策 (Action)	体力向上推進委員会を中心に体力調査の分析や体育の授業の改善を進める。令和3年度は、研究校の実践内容を市内全校に広める。	

施策4 福祉教育		担当
(12) 心のバリアフリー事業の推進		指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	障害のある人との交流活動や福祉体験活動等に取り組み、自他を尊重する心や障害についての理解を深める。	
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	3.2 福祉体験活動の実施 福祉体験活動を通して、障害に対する理解を深め、みんなが協力して助け合うことのできる社会の実現を目指す。 3.3 障害のある方との交流活動の実施 障害のある人との相互理解を深め、共に助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶための交流教育の充実や副籍制度を活用した交流及び共同学習を推進する。	



令和2年度の取組状況 (Do)	32 全小・中学校で福祉に関する学習を実施した。 バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する学習や車椅子、点字、手話体験などの体験活動を行った。 33 コロナ禍において、小・中学校6校で障害のある人を講師に招いた講演や交流活動を実施した。
施 策 の 進 捗 状 況	パラリンピック選手との交流や講演会などの実施を促進していく。

3 2		福祉体験活動の実施	
		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	全小・中学校で福祉に関する学習を実施した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (締小)
今後の方向性 と改善策 (Action)	これまでの授業実践の好事例や自前授業を行う支援団体等の情報を小・中学校で共有し、福祉体験活動の充実を行い、児童・生徒の障害に対する理解を深める。		

3 3		障害のある方との交流活動の実施	
		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	—	コロナ禍において、障害のある人を講師に招いた講演や交流活動を実施したのが6校であったため、「—」とした。都立特別支援学校の副籍制度を生かした間接交流を実施した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (締小)
今後の方向性 と改善策 (Action)	オリンピック・パラリンピックに向け、パラリンピック選手による講演や児童・生徒との交流、パラスポーツの支援団体との連携した取組を継続する。 障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支えあいながら共に暮らす地域社会を目指し、副籍制度の充実を図る。		

施策5 特別支援教育	担当
(13) 特別支援教育の充実	指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	障害のある児童・生徒の教育的なニーズに応じた多様な学びを推進していく。
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>3 4 職層、職種別の教員研修の実施 特別支援教育にかかる教員の資質、能力を高めるために、職層、職種に応じた教員研修の充実を図る。</p> <p>3 5 特別な教育ニーズがある児童・生徒に対する人的支援の実施 特別な教育ニーズがある児童・生徒に効果的な人的支援を計画的に実施する。</p> <p>3 6 特別支援教室等を活用した学習の実施 障害のある児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸張するため、特別支援教室等を活用した学習を実施する。</p>



令和2年度の取組状況 (Do)	<p>34 職層等を応じた特別支援教育かかわる研修を実施した。 初任者研修1回 特別支援学級推進委員会8回 特別支援教育研修会4回</p> <p>35 小学校年8回、中学校年3回巡回相談を実施した。 年3回程度、要望に応じ専門家チームによる専門相談を実施した。 特別支援教育支援員・学習指導員を計画的に配置した。</p> <p>36 中学校全校に特別支援教室を設置するための巡回するシステムの準備をした。</p>
施 策 の 進 捗 状 況	今後とも、教員の特別支援教育に関する資質・能力を高める研修を計画していく。

3 4

職層、職種別の教員研修の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	B	<p>コロナ禍で年度当初は実施できなかったが、年度途中より若手教員から管理職まで、職層に応じた研修を実施することができ、特別支援教育の理解を浸透させた。</p>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			<ul style="list-style-type: none"> ・近隣大学と連携し、特別支援教育研修の内容の充実を図る。 ・都立小金井特別支援学校のセンター的機能を生かし、特別支援学級の専門性向上研修を実施するなど、連携の充実を図る。 ・都立特別支援学校エリアネットワーク（都立小金井特別支援学校、都立小平特別支援学校、都立田無特別支援学校）を生かし、講師に招聘するなど教員研修の内容の充実を図る。

3 5

特別な教育ニーズがある児童・生徒に対する人的支援の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	巡回相談、専門相談、特別支援教育支援員・學習指導員の配置など計画的に支援することができた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			<p>近隣大学や医療機関との連携を通して、巡回相談・専門相談におけるアセスメントの充実を図り、児童・生徒の教育的ニーズを把握する。</p> <p>保護者や本人の思い・考えを受けた学校生活支援シート（個別の教育支援計画）、個別指導計画を作成・活用し、児童・生徒個別の教育的ニーズに即した支援を計画的に実施する。特別支援教育支援員又は學習指導員を1校1人配置し、支援の充実を図る。</p>

3 6

特別支援教室等を活用した学習の実施

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	<p>小学校特別支援教室での巡回指導が、円滑に運営ができるよう支援した。</p> <p>中学校での特別支援教室開設に向けて関係部署及び学校と連携し、計画的に準備を進めた。</p>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			<p>特別支援教室巡回指導教員と特別支援教室専門員の連絡会を定期的に開催し、運営上の課題等を話し合い、随時課題解決を行う。</p> <p>中学校特別支援教室での巡回指導が円滑に運営できるよう、管理職及び巡回指導教員と随時課題を共有し、改善に向けて協議し支援する。</p>

施策 6 地域連携	担当
(14) 学校地域連携の推進	指導室
施 策 内 容 と 目的・目標	地域や近隣の大学、研究所等との連携を深め、地域・外部の人材等を活用した学校支援体制の充実を図る。
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	37 近隣大学、研究所及び高度教育機関等との連携事業の検討 近隣大学、研究所、高度教育機関等との連携を図り、質の高い教育活動の展開を検討する。 38 学校と地域の連携事業の実施 地域の高い教育力を生かし、文化、教育、学術の振興・発展を図る。



令和 2 年 度 の 取 組 状 況 (Do)	37 ・東京学芸大学…教職大学院連携協力校 ・武蔵野大学…教育インターンシップ受け入れ ・東京都立多摩科学技術高等学校…地域連携企画は新型コロナウイルス感染症対策のため実施できなかった。 38 緑小学校をコミュニティ・スクールに指定し、その成果を共有する。 全小・中学校で地域との連携事業を実施した。
施 策 の 進 捗 状 況	地域や近隣の大学、研究所等との連携をさらに深め、地域・外部の人材等を活用した学校支援体制の充実を図っていく。

37		近隣大学、研究所及び高度教育機関等との連携事業の検討	
		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・東京学芸大学…教職大学院連携協力校 ・武蔵野大学…教育インターンシップ受け入れ ・東京都立多摩科学技術高等学校…地域連携企画は新型コロナウイルス感染症対策のため実施できなかった。 東京学芸大学との令和3年度の新たな連携事業に向けての検討を行った。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			今後とも、学力向上・不登校対応等の教育課題の解決のために、近隣大学、研究所等との連携を進めていく。他大学との新たな取組も積極的に進めていく。

38		学校と地域の連携事業の実施	
		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
S	S	緑小学校をコミュニティ・スクールに指定し、その成果を共有した。全小・中学校で地域との連携事業を実施した。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			令和3年度は新たに小金井第一小学校、前原小学校、南中学校をコミュニティ・スクールとして指定し、全4校とした。今後さらに拡充を図る。地域とのよりよい連携の在り方について、コミュニティ・スクールの理解啓発を図る。

施策7 ICT環境の整備		担当
(15) ICT機器の整備		学務課
施策内容と目的・目標	<p>学習環境の向上及び情報化への対応を推進するため、教育用ICT機器の整備が必要であり、機器の配備を継続的に実施することにより、充実したICT環境の下で学習する機会を提供する。</p> <p>また、効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の更なる質の向上を図るために、校務用ICT機器の整備を図る。</p>	
事業展開と令和2年度の計画・目標 (Plan)	<p>39 教育用ICT機器の整備</p> <p>GIGAスクール構想に基づく教育系ICT機器の整備及びネットワークの更改を実施する。</p> <p>校務系ネットワークについては、令和3年度に予定している中学校への統合型システムの導入に向け学習指導要領の改訂に伴う変更箇所や学校側の要望など要件の整理を行う。</p>	



令和2年度の取組状況 (Do)	令和2年9月に児童・生徒一人一台の端末を購入し、各校に配備した。 また、これに伴い、令和2年12月までに、学校から直接インターネットに接続する高速回線を整備し、併せて学校内のネットワーク機器を新たに設置して通信の高速化に対応した。 校務系システムについては、令和3年度の導入に向け学習指導要領の改訂に伴う各種様式の変更仕様や学校からの要望をまとめ、学校現場での使用に適うシステムの条件を整理した。
施策の進捗状況	整備を行った端末については、現在のところ大きなトラブルもなく、従来よりも高速化したネットワークに接続して運用できている。 校務系システムの導入については予算化が実現し、令和3年度の導入に向け引き続き対応を継続している。

39		教育用ICT機器の整備	今後の事業展開
R1	R2	自己評価 (Check)	評価の説明 (成果と課題)
A	S		<p>これまで、一校当たり40台程度の教育用コンピュータを配備し、学習に活用してきたが、新型コロナウィルス感染症のまん延を背景に、GIGAスクール構想を一足飛びに達成するよう文科省からの指導を受け、用意された補助金メニューを活用して令和5年度の見込みであった児童・生徒一人一台の各校配備を大幅に前倒して整備することができた。</p> <p>また、飛躍的に増大した通信量を支えるため、各校から直接インターネット接続することで通信の高速化を図った。</p> <p>校務システムについては、令和3年度の中学校への統合型システムの導入に向け要件定義を進め、導入予定のシステムの全体像を示すことができた。</p>
今後の方針性と改善策 (Action)		<p>通信の高速化については概ね作業が完了し、速度が速くなったという所感を各校より得ている。もっとも、日によって通信が不安定化したり速度が落ちたりといった状況が散見されているため、今後とも高速通信を維持するため引き続き対応を行うとともに、大きく広がった利用場面から、不適切利用や外部からの攻撃に対応できるため、適宜セキュリティ強化を行って対応して参りたい。</p>	

施策8 学校施設

担当

(16) 学校施設整備の推進

庶務課

施策内容と目的・目標	市内の学校施設は、耐震化の取組は終了したが、施設そのものの老朽化が進んでいる。 今後の学校施設の在り方を視野に入れた学校施設の計画的・長期的な方針の検討や、学校施設の長寿命化を含めた整備計画を策定し、学校施設の老朽化の解消を目指す。また、計画を実施する間、子どもたちの安全・安心な学校生活のため、必要な改修及び修繕を行いながら施設を維持する。
	4.0 計画的・長期的な方針に基づく、長寿命化を含めた学校施設整備計画の策定 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定する。
事業展開と令和2年度の計画・目標 (Plan)	4.1 トイレ整備事業 毎年度1校の整備工事を実施する。



令和2年度の取組状況 (Do)	4.0 学校施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）について、保護者アンケート・府内検討・今後の維持及び更新コスト試算・パブリックコメント等を実施し、お寄せいただいた御意見を踏まえ、策定した。 4.1 小学校2校、中学校1校において工事を実施した。
	4.0 学校施設の在り方や老朽化の解消を行うまでの軸となる、学校施設長寿命化計画を策定した。 トイレ整備事業については、当初計画以上に実施した。

4.0		計画的・長期的な方針に基づく、長寿命化を含めた学校施設整備計画の策定
自己評価 (Check)		今後の事業展開
R1	R2	<p>評価の説明（成果と課題）</p> <p>A A 小金井市学校施設長寿命化計画を策定した。</p>
今後の方針性と改善策 (Action)		上位計画である公共施設等総合管理計画と連携を図りながら、策定した学校施設長寿命化計画を基に、学校施設の建替えや長寿命化を検討・推進していく。

4.1		トイレ整備事業
自己評価 (Check)		今後の事業展開
R1	R2	<p>評価の説明（成果と課題）</p> <p>A S 小学校2校、中学校1校の工事を実施した。</p>
今後の方針性と改善策 (Action)		<p>学校施設のトイレ整備はこれまで主にトイレの3K（汚い・臭い・暗い）の解消とあわせた便器の洋式化を進めていたところであるが、令和2年時点で本市のトイレ洋式化率は他自治体に比べて低い状況となっている。</p> <p>このことを踏まえ今後のトイレ整備事業については、便器のみの更新を図ることとし、便器一基あたりに掛かる経費をおさえつつ、トイレの洋便器化のさらなる推進を目指す。</p>

点検及び評価表（生涯学習）

1 概要

生涯学習では、最終年度を迎える第3次小金井市生涯学習推進計画に基づいた令和2年度教育施策を推進するための様々な事業を展開し、点検及び評価に当たっては、24事業を評価対象とした。

令和2年度は、全24事業中12事業がB評価以上又はα評価となつたものの、それ以外の12事業については評価なしとなった。全事業の半分が中止や縮小となり、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた年度であったといえる。

前年度の評価結果と比較すると、評価が下がった事業はなく、評価が上がった3事業のうち2事業がS評価となった。具体的には、「44公民館維持管理事業」「45図書館維持管理業務」について、どちらも新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓に館内換気用の網戸を設置するなど、計画以上の取り組みとなったことを評価した。また、BからA評価とした「47文化財センター維持管理事業」は、所要な修繕を完了した結果である。

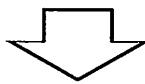
新たな生活様式に対応すべく、映像を活用した講座に変更し、安全に開催することによって受講者数が前年度より増加した事業もある。来年度からは、新たな計画の施策及び事業目標の達成に向けて、感染拡大防止措置を講じた事業の実施方法について意見を出し合い、生涯学習事業の推進について取り組んでいくこととする。

2 評価結果総括

	事業数	S	A	B	C	D	α	一
(1) 学びに関する情報提供と相談体制の充実	1			1				
(2) 自主的な学習活動への支援	1							1
(3) 施設の充実と有効活用の推進	4	2	2					
(4) 子どもの居場所づくり	1							1
(5) 世代に応じた学習機会の充実	5						2	3
(6) 多様な学習機会の提供	9		1				2	6
(7) 歴史に親しむ機会の提供	1		1					
(8) 地域人材・リーダーの育成と活用の促進	2			1				1
合 計	24	2	4	2	0	0	4	12
内 計 (%)		8.3%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	16.7%	50.0%

3 評価表

施策1 学びを豊かにする環境づくり		担当
(1) 学びに関する情報提供と相談体制の充実		生涯学習課
施 策 内 容 と 目的・目標	市や市民団体の情報発信において、提供方法の多様化や求める情報が簡単に探せる検索の容易さ等が求められるため、情報提供の充実を図るとともに情報を得ることのできる場の充実を図る。	
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	42 サークル案内 本市における社会教育の振興を図るため、社会教育関係団体の登録を行う。社会教育関係団体の登録数120団体。ホームページ掲載方法の変更を行う。	



令和2年度の取組状況 (Do)	社会教育関係団体の登録は3年ごととなっており、令和3年度から新たな登録年度になるため更新手続きの書類を既存の登録団体に送付した。
施 策 の 進 捗 状 況	令和2年度中の社会教育団体登録数は、1団体増え106団体となった。

42		サークル案内	
		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
B	B	社会教育関係団体の登録数は目標の120団体に概ね達しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動ができない団体もある。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性 と改善策 (Action)		令和3年度からの登録団体にも任意でPR用紙を作成いただいたので、周知を行っていく。	

施策1 学びを豊かにする環境づくり		担当
(2) 自主的な学習活動への支援		生涯学習課
施 策 内 容 と 目 的 ・ 目 標 事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	市民や団体などの生涯学習活動を支援するため、市役所・協力団体の職員などを派遣する出前講座の開催等を行う。 43 まなびあい出前講座 市民団体が主催する学習会に市役所等の職員を派遣する。 目標 実施回数55回、聴講者約1,000人	



令和2年度の取組状況 (Do)	今年度も府内及び協力団体に、出前講座を見直してもらい、その内容を反映させた講座の案内チラシを作成した。新たな講座開催団体として東京都水道局の講座が1講座加わり、1講座削減したため合計75講座で昨年と同数であった。
施 策 の 進 捗 状 況	新型コロナウイルス感染症の影響で、開催が難しいため申請件数が少なかったが、オンラインで開催した団体もあった。

4.3 まなびあい出前講座		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
C	—	開催回数は7回、聴講者数は113人 コロナ禍のため、講座の申込数が少なく、また、開催予定日に緊急事態宣言の発出による中止もあった。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)		新型コロナウイルス感染症の予防対策について、長期的な対応が見込まれる状況において、受講できる環境をつくるためにも、オンラインでの開催等開催方法を検討する。	

施策1 学びを豊かにする環境づくり		担当
(3) 施設の充実と有効活用の推進		公民館 図書館 生涯学習課
施 策 内 容 と 目 的 ・ 目 標	市民や団体などが生涯学習活動を行う場をより多く提供するため、公民館や図書館、集会施設などの既存施設の有効活用を促進するとともに、施設や設備の整備・充実を図る。	
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	44 公民館維持管理事業 (公民館) 公民館の安全、安心、快適な施設環境を市民に提供するために、計画的に施設を修繕し、整備を図る。 45 図書館維持管理業務 (図書館) 図書館本館施設における停電事故、及び波及事故を防止するため、高圧受電設備修繕を実施する。 46 総合体育館維持管理事業 (生涯学習課) 総合体育館を市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として供するため、指定管理者制度と協力し、効率的かつ経済的に管理運営する。また、個人・団体ともに利用しやすく、安全を確保するため、施設及び設備整備の充実を図る。 47 文化財センター維持管理事業 (生涯学習課) 市指定文化財である旧浴恩館を郷土の歴史、民俗等資料の保管、展示を行う機能を持つ施設として、安全、快適な施設環境を市民に提供するため、必要な整備を行う。	



令和2年度の取組状況 (Do)	44 東分館エアコン修繕、本館屋上防水修繕を実施した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館5館に網戸を設置した。 45 図書館本館の高圧受電設備修繕を実施した。また、図書館本館及び分室3館に網戸を設置した。 46 指定管理委託期間の初年度であったものの指定管理者と協力し、施設運営につとめた。温水プールに係る設備改修、館内空調設備・館内照明設備改修、剣道場床改修及びトイレ改修等の総合体育館大規模改修工事(第2期)を実施した。 47 所蔵資料を保護するためにセンター内のエアコン配管及び害獣防除等に係る修繕、また野外展示している市指定文化財(穀倉)を保護する覆い屋を修繕した。
施 策 の 進 摺 状 況	44 令和2年度の維持管理に関する事業について予算化したものは、全て予定通り終了している。 45 高圧受電設備修繕は、臨時休館も行わず、図書館サービスを継続しながら修繕を完了することができた。 46 施設運営について指定管理者と協力しながらスポーツを推進していく。施設整備は、今後数年にかけて修繕計画に基づいた改修工事を予定していることから、引き続き指定管理者等と連携しながら、改修計画を実行していく。 47 史跡である旧浴恩館を展示、収蔵施設に活用しているため、将来に向けて諸課題を抱えてはいるが、必要に応じた修繕の実施により現状の機能を維持している。

4 4

公民館維持管理事業

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	S	東分館の全室のエアコンを調整している冷温水ポンプ修繕や本館屋上防水修繕を行い、利便性を向上することができた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公民館5館の窓に網戸を設置し、部屋の換気を快適に行えるようにした。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			利用者の利便性等を向上させ、また、既存施設を長く活用するため、保守点検及び整備を緊急性が高い箇所から計画的に実施し、施設の長寿命化を図る。併せて、施設の修繕計画を各種計画との整合を図りながら策定する。

4 5

図書館維持管理業務

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	S	図書館本館の高圧受電設備修繕を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策における館内換気の重要性に鑑み、図書館本館の窓に網戸設置修繕を実施したことで、市民誰もが安心して利用できる公共施設の環境を提供できるようになった。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			本館施設・設備の維持に係る改修工事を進めているが、引き続き利用者の安全性を確保するために老朽化が進んだ箇所のうち、改修の緊急性が高い箇所から今後も工事担当課等と調整を図りながら順次対応していく。

4 6

総合体育館維持管理事業

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	修繕計画に基づいて、設備改修が中心の総合体育館大規模改修工事（第二期）を実施し、施設の適切な維持管理を図った。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			施設運営は、指定管理者と協力し、利用者サービスの維持・向上を図る。施設整備は設備の老朽化が進んでいることから、平成30年度に策定した修繕計画に基づいて、計画的に改修を行い、予防保全を行っていく。

4 7

文化財センター維持管理事業

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
B	A	所蔵資料を安定的に保護し後世に継承するためセンターエアコン配管及び害獣防除等に係る修繕、また野外展示をしている市指定文化財の碑倉を安全に見学できるように碑倉を保護する覆い屋の修繕を実施した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			引き続き郷土の歴史を感じてもらうため、関心を呼び込む工夫や検討を行いたい。現在の木造施設では文化財等を収蔵する上で必要な機能の整備が不可能であることから、文化財所蔵施設を耐火建築物に替える方策を検討する必要がある。

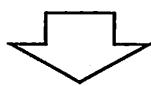
施策2 学びを通した人づくり	担当
(4) 子どもの居場所づくり	生涯学習課
施策内容と目的・目標	子どもの安全な居場所づくりとして現在ある児童館、児童公園、図書館等に加えて、各小学校で放課後子ども教室を実施し、放課後の安全な居場所づくりを行うとともに、小・中学校の開放や市内大学との連携による施設利用を進める。
事業展開と令和2年度の計画・目標 (Plan)	48 放課後子ども教室 放課後子どもプラン運営委員会、コーディネーター、放課後子どもプラン協議会及び学習アドバイザー等の地域住民の方々の協力等も得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校開放日における月曜日から金曜日までの放課後子ども教室全日開催を目指し、開催回数の充実を図る。



令和2年度の取組状況 (Do)	・令和2年度実績：参加人数 18,861 人（小中学生）、実施回数 281 回。
施策の進捗状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の一斉休校等のため中止した期間もあり、実施回数が少なかった。

48 放課後子ども教室		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	—	新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、昨年の本町小学校に続き、小金井第一小学校及び小金井第二小学校で週五日開催を行い、実施回数が増える予定だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止した期間があり、実施回数が減ってしまった。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方向性と改善策 (Action)		新型コロナウイルス感染症の影響により、中止することもあるが、開催時は、子どもたち及びボランティアの方の安全を最優先に実施した上で、子ども居場所づくりの充実を目指す。	

施策2 学びを通した人づくり		担当
(5) 世代に応じた学習機会の充実		図書館 生涯学習課
施 策 内 容 と 目的・目標	子どもから高齢者まで様々な世代の市民に向けて、より多くの学習機会が提供できるように努めて次世代を担う子どもや青少年の育成等の学習機会の充実を図る。	
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>49 おはなし会事業 (図書館)</p> <p>児童に対する読書活動の推進を図るため、「おはなし会」を実施する。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、本館、緑分室、東分室、貫井北分室で実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本館は、3歳児から小学校低学年程度のおはなし会、赤ちゃん向けおはなし会の実施 ・緑分室は、3歳児から小学校低学年程度のおはなし会、オンラインによる小学生向けおはなし会の実施 ・東分室は、赤ちゃん向け及び幼児向けおはなし会の実施 ・貫井北分室は、4歳児から小学校低学年程度のおはなし会の実施 <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、前年度の状況を勘案し、開催回数10回100人の参加を目標とする。</p> <p>50 青少年のための科学の祭典 (生涯学習課)</p> <p>より多くの青少年に科学の楽しさ、不思議さを体験してもらうとともに、中学生として参加してもらうことで社会体験をしてもらう。 来場者数9,000人、中学生ボランティア50人を目指す。</p> <p>51 家庭教育学級 (生涯学習課)</p> <p>家庭教育の諸問題、家族関係、子どもの健康や遊び、文化等をテーマとした講座・講演・イベントを各校1回の14回企画・実施し、参加者数2,800人を目指す。</p> <p>52 少年自然の家維持管理事業 (生涯学習課)</p> <p>少年自然の家(清里山荘)を自然の中で気軽に利用できる親しみのもてる施設、安全で利用しやすい施設とすることを基本として、指定管理者制度を導入し、効率的、経済的に管理運営する。 利用者数7,500人を目指す。</p> <p>53 シニア世代のための地域参加講座 (生涯学習課)</p> <p>定年退職をされた方等に、地域活動を知ることができる講座等を実施することにより、地域活動に参加するきっかけを作ることを目標とする。 講座参加者数200人を目指す。</p>	



令和2年度の取組状況 (Do)	49 延べ開催回数12回、延べ参加者人数 計117名 (本館4回・19名、東分室0回、緑分室7回・91名、貫井北分室1回・7名)
	50 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、通常の開催方法ではなく、実験等についてオンライン開催で行った。(夏休み作品展のみ小金井宮地楽器ホールで人数制限等を行い開催) 作品出展者数98人、来場者数368人
	51 3小・中学校で実施。参加者人数600人
	52 市内施設利用者1,526人、市外施設利用者617人、合計2,143人
	53 緊急事態宣言の発令に伴い、開催を中止した。
施策の進捗状況	49 緑分室では、オンラインおはなし会を実施した。 50 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場開催からオンライン開催に変更して開催した。夏休み作品展については、大学から小金井宮地楽器ホールに会場を変更し開催した。 51 新型コロナウイルス感染症の影響で3校のみの実施となった。 52 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設の臨時休館及び林間学校の中止等もあり、施設利用者は大幅に減少した。 53 コロナ禍でも開催できる地域活動への興味を持ってもらうような講座を企画し、募集をしていたが、緊急事態宣言が発令されたため中止した。

49		おはなし会事業	
R1	R2	自己評価 (Check)	今後の事業展開
B	α	評価の説明 (成果と課題) 新型コロナウイルス感染症の影響により、おはなし会を中止とせざるを得ない状況が多かったが、緑分室において、オンラインおはなし会を定期的に実施できることにより、概ね全館における目標回数の達成ができた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			引き続き、緑分室でのオンラインおはなし会なども継続しながら、地域の特性に応じたおはなし会を積極的に実施していく。

50		青少年のための科学の祭典	
R1	R2	自己評価 (Check)	今後の事業展開
B	α	評価の説明 (成果と課題) 新型コロナウイルスの感染症の感染拡大により、例年行っている大学構内での開催方法では、三密を避けることが難したため、家庭でもできる実験やものづくり等をオンラインで配信する方法で開催した。また、夏休み作品展については、来場者が直接触れなくても見られる作品を提出してもらい、来場者の人数制限等を行い小金井宮地楽器ホールで開催した。作品出展者数98人、来場者数368人	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			令和3年度の開催についても、例年と同じ方法での開催は難しいと考えられるが、子ども達へ科学の楽しさを伝えるため、オンライン等での開催に向け準備を進めていく。

5 1

家庭教育学級

自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
B	—	各小・中学校ごとに、子どもの健康や遊び、文化等をテーマとした講座・講演・イベント等を企画・実施し、3校で講座等を開催した。新型コロナウィルス感染症の感染状況により、直前に開催を中止した学校もあった。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			新型コロナウィルス感染症の予防対策について長期的な対応が見込まれる状況ではあるが、安全を第一として、講座等を実施していく。

5 2

少年自然の家維持管理事業

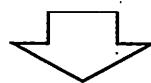
自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
B	—	施設の運営においては、新型コロナウィルスの感染防止対策のガイドラインを作成し、受付時の体温計測・手指の消毒、食事の配膳の仕方の変更等により、感染防止に努めている。利用者数については、新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、概ね4月から6月及び1月から3月を臨時休館としたため、林間学校を含めた団体の利用者や一般の利用者が大幅に減少し、前年と比べ5,040人減の2,143人となった。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			施設の運営については、継続して新型コロナウィルスの感染拡大防止に努め、更に配慮が必要なことが生じた場合には、指定管理者と協議し、その都度対応していく。

5 3

シニア世代のための地域参加講座

自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
C	—	新型コロナウィルスの感染防止対策を行いながら開催する準備を行っていたが、緊急事態宣言の発出のため中止とした。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続 (現状維持) <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)			コロナ禍においても、安全に実施できる方法を検討し、今後も様々な団体に協力してもらい、更なる講座内容の充実に努め、より多くのシニア世代の地域参加に向け、取り組んでいく。

施策2 学びを通した人づくり		担当
(6) 多様な学習機会の提供		図書館 公民館 生涯学習課
施 策 内 容 と 目的・目標	市民が障害の有無や経済状況、国籍などの事情によらずに参加できる学習機会の提供に努めるとともに、多様な人々への理解を深める学習活動を展開し、豊かな心の育成を図る。また、文化芸術、スポーツなど、市民文化の育成や健康づくりにつながる学習機会の充実にも努める。	
事業展開と 令和2年度の 計画・目標 (Plan)	<p>54 貸出サービス事業 (図書館) 図書館の利用促進を図るため、コロナ禍においても貸出冊数の維持に努める。そのため、今年度は住民一人当たりの図書貸出冊数を昨年並みの7.5冊を目標とし、団体貸出バックも引き続き利用促進に努める。</p> <p>55 ITサポート事業「こがねいパソコン相談室」 (公民館) 市民のデジタル・ディバイド(情報格差)の解消を図るため、個々人のパソコン操作に伴うスキルアップやパソコンに関する具体的な問題について解決する。年間相談回数460回、延相談者数1,000人</p> <p>56 市民が作る自主講座 (公民館) 市民による幅広い内容の講座を実施できるよう支援する。あわせて自主グループ化を目指す。市民の自主的な学習意欲を喚起・保障するとともに、学習範囲を広げる。一般部門10講座、男女共同参画部門9講座、計19講座、延参加者数900人</p> <p>57 青年国際交流講座「生活日本語教室」 (公民館) 参加者の日本語による日常会話の技術向上、参加者同士及びスタッフとの交流並びにイベント開催による日本文化への理解促進。</p> <p>58 市史編さん活動 (生涯学習課) 令和2年度以降の市史、歴史資料の刊行計画を検討する。小金井市の歴史を学術的に振り返る基礎資料の収集、整理を継続して行い、小金井市史編纂資料第60編を刊行する。</p> <p>59 地域史講座 (生涯学習課) 市史通史編については、旧石器時代から平成元年頃までの小金井市の歴史について纏めたもので平成30年度に刊行したところであり、通史編を活用した講座を行うことで、市民に小金井の歴史をより身近に感じてもらう。</p> <p>60 体育協会・総合型地域スポーツクラブ補助事業 (生涯学習課) 各種共催大会参加者数6,100人、卓球教室参加者数1,500人、ティーボール大会参加者数280人</p> <p>61 スポーツ開放・学校開放事業 (生涯学習課) スポーツ開放校参加者数3,300人、土曜スポーツクラブ参加者数330人、一中クラブハウス9,200人、南中学校中庭テニスコート70人、プール無料開放3,400人</p> <p>62 市民体育祭 (生涯学習課) 延べ参加者数6,600人</p>	



令和2年度の
取組状況
(Do)

- 54・住民1人当たりの図書貸出冊数 6.5冊
 団体貸出(学級文庫) 延109団体 8,554冊
 団体貸出(その他) 延63団体 3,461冊
 ・障害者用図書貸出 デイジー図書(51タイトル)
 ・宅配サービス 163点
 ・電子書籍貸出 4,291冊
- 55 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言後、貫井南分館のみで事業を実施した。(年間相談回数42回、延相談者数187人)
- 56 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業への応募者数が例年より少なく、講座の開催回数も減少した。(一般部門 6講座、男女共同参画部門 2講座 計8講座。延参加者数246人)
- 57 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての事業を中止した。
- 58 小金井市史編纂資料第60編刊行
- 59 年間4回実施を予定していたところ中止。
- 60 各種共催大会参加者数2,159人、卓球教室参加者数583人(ティーボール大会は中止)
- 61 スポーツ開放校参加者数396人、土曜スポーツクラブ参加者0人、一中クラブハウス2,302人、南中学校中庭テニスコート153人、プール無料開放1,564人
- 62 延べ参加者数0人

施策の
進捗状況

- 54 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、臨時休館をしたことにより、住民1人当たりの図書貸出冊数が減少した。一方で令和2年12月からは、電子書籍貸出サービスを開始した。
- 55 繼続的に実施することで、市民のパソコンのスキルアップにつながると考えるが新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に相談件数・相談者数が減少した。
- 56 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より応募者数が少なく、開催回数も減少となったが、開催した講座については、幅広い分野での講座を実施できた。
- 57 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての事業を中止した。
- 58 令和2年度以降の市史、歴史資料の刊行計画を検討、作成した。
- 59 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催中止とした。
- 60 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となった事業があった。
- 61 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止となった事業が多かった。
- 62 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大会は中止となった。

5 4

貸出サービス事業

自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
B	α	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館及び、一部サービスを制限（閲覧席の削減）した影響により、貸出冊数が減少した。一方で新たな生活様式に対応すべく、令和2年12月から電子書籍の貸出サービスを開始した。</p> <p>学級文庫向けの団体貸出では、利用した学級の9割で団貸パックを利用した。</p> <p>デイジー図書の貸出は微増であるが、臨時休館中は宅配サービスも中止したため、利用件数は減少した。</p>	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			<p>新型コロナウイルス感染症の影響が続いているが、感染拡大防止をはかりながら、利用者サービスの維持ができるように、今後も努めていく。</p> <p>また、団体貸出パックについては、利用したクラスの反応を見ながら、内容・冊数の見直しを検討していく。</p>

5 5

ITサポート事業「こがねいパソコン相談室」

自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言後にソーシャルディスタンスを確保できる貫井南分館のみ事業を実施した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			<p>情報機器が進歩しており、市民のITに対するスキルアップが図られることで、セキュリティに関する意識もあがることが期待できる。今後も継続的に実施する。</p>

5 6

市民が作る自主講座

自己評価 (Check)			今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	α	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より応募者数が少なく、開催回数も減少となった。一方、開催した講座については、市民目線での講座が実施出来、受講者も満足する専門的な内容で開催が出来ている。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方針性と改善策 (Action)			<p>日常的に活動しているサークルからの開催要望が多く、新たなメンバーを発掘することでサークル育成にも繋がっている。また新たな活動展開が出来るので、次年度以降も継続して実施する</p>

57**青年国際交流講座「生活日本語教室」**

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は事業を全て中止した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)		市民生活に必要な日本語の日常会話の学習や各種イベントを開催し、公民館を活用した外国籍市民との国際交流事業として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら継続する。	

58**市史編さん活動**

		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
A	A	市史編纂資料第60編の刊行、さらに小金井市史「年表・索引編」(令和3年度刊行予定)の発刊に向けた編集作業も進めた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)		令和2年度以降の市史史料の刊行計画を検討し、「通史編」の刊行の際に取り残した年表、索引の作成及び市史ダイジェスト版、子ども対象の市史の作成に向けた計画的な刊行スケジュールを作成。今後も史料情報を継続して発信していく予定である。	

59**地域史講座**

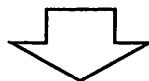
		自己評価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
D	—	市史通史編刊行を記念し、編集委員4名の講師が各時代の小金井の特徴、魅力を発信する特別講座の内容であったが、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため事業を中止した。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 繼続 (現状維持) <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (手法等) <input type="checkbox"/> 廃止 (縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)		地域の郷土史を学ぶうえでの基礎知識の習得を支援するとともに、今後も継続していく予定。受講後、地域史に興味をもつた方は自主グループへ参加する流れとなるので、市史編纂資料の作成に協力してくださる人材発掘、育成の機会としての意味合いもある。	

60		体育協会・総合型地域スポーツクラブ補助事業
自己評価 (Check)		
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)
B	—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業が多く、昨年度より事業数や参加者数が減となった。引き続き市民ニーズや参加者数に注視し各団体に事業の見直し等の働きかけを行っていく。
今後の方針性と改善策 (Action)		各団体の役割に応じた事業実施、補助金額の妥当性について、定期的に確認・見直しを図りながら団体の活動に対して補助をしていく。

61		スポーツ開放・学校開放事業
自己評価 (Check)		
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)
B	—	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、長期間の事業中止となった。施設や利用団体との調整、開放日数確保等が課題であることに加え、感染症対策についても課題となつた。
今後の方針性と改善策 (Action)		児童・生徒の安全確保及び通常の学校教育活動の再開を最優先とするため、新型コロナウイルス感染症に対する対策を十分に講じた上で、引き続き学校や利用団体との連携を図っていく。

62		市民体育祭
自己評価 (Check)		
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)
B	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大会は中止となった。
今後の方針性と改善策 (Action)		引き続き関連団体との連携を密にとり、より良い大会の実施に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に対する対策も検討し、市民が安全に参加できる大会の実施に向け、検討する必要がある。

施策3 学びを活かしたまちづくり	担当
(7) 歴史に親しむ機会の提供	生涯学習課
施 策 内 容 と 目的・目標	「玉川上水・小金井桜整備活用計画」(平成22年3月策定)に基づき、関係機関、市民と協働で史跡玉川上水及び名勝小金井(サクラ)のよりよい整備活用を図る。
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	63 名勝小金井(サクラ)復活プロジェクト 市民協働でヤマザクラを補植するとともに、小金井(サクラ)整備区間におけるサクラ並木復活事業の検証をおこなう。



令和2年度の取組状況 (Do)	既整備区間において、東京都及び市民団体と連携し、10本のヤマザクラを補植・植替えし、専門家による植生調査も併せて実施した。
施 策 の 進 捗 状 況	東京都等と連携しヤマザクラの補植ができ、周知も強化できたことで事業としては、順調に進んでいると思われる。

63		名勝小金井(サクラ)復活プロジェクト	今後の事業展開
自己評価 (Check)		評価の説明(成果と課題)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明(成果と課題) 既整備区間においては関係機関や市民と協働でヤマザクラの補植等を実施した。事業効果を検証するために実施した植生環境の調査では、名勝の復活とともに林床の再生過程を確認することができた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続(現状維持) <input type="checkbox"/> 見直し(手法等) <input type="checkbox"/> 廃止(縮小)
今後の方針性と改善策 (Action)		サクラ並木の整備については、計画的に補植を進めていく。市境周辺のサクラ並木は今後他市との連携がさらに必要となってくることから、東京都の広域調整を踏まえ事業を行っていく。併せて本事業の意義について広く市民に周知を図り、理解を得るよう努める。	

施策3 学びを活かしたまちづくり		担当
(8) 地域人材・リーダーの育成と活用の促進		生涯学習課
施 策 内 容 と 目的・目標	市民の求める様々な学習形態や内容に応えるため、地域で生涯学習を支える人材の育成と積極的な活用を図るとともに、活動をけん引するリーダーの育成に努める。	
事 業 展 開 と 令 和 2 年 度 の 計 画 ・ 目 標 (Plan)	<p>64 ボランティアセミナー 小平市、国分寺市、小金井市、東京学芸大学と連携し、コーディネーターや学習アドバイザーなどのボランティアを養成する講座を開催する。 受講者数 160 人</p> <p>65 スポーツ推進委員事業 学校連携事業や市主催事業への協力等を通して、地域のスポーツ活動を推進していく。また、障がい者スポーツ指導員（初級）資格取得 13 人（50%以上）を目指し、研修等への目標参加人数は 93 人（令和元年度（前年度）実績）とする。</p>	



令和 2 年 度 の 取 組 状 況 (Do)	64 コロナ禍で開催するために、講義を事前に録画し、その映像を会場で流す方法で行った。 65 ニュースポーツ出前教室事業は、特別支援学級のみ実施した。障がい者スポーツ指導員（初級）資格取得者は横ばいであり、研修への参加者は延べ 41 人であった。
施 策 の 進 摺 状 況	64 映像を流す方法だったため、講座の実施開催回数を増やすことができたため、受講者数が 159 名となり目標値に近づけた。 65 スポーツ推進委員事業は、今後も学校連携事業等を継続していく。障がい者スポーツ指導員（初級）の資格取得、研修等への参加についても積極的に推奨していく。

64 ボランティアセミナー		自 己 評 価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
B	B	受講者数は 159 名に増え、コロナ禍において安全に開催することができた。コロナ禍での開催ではあったが、開催方法を変更するなどして、結果的に受講者数も昨年より増やすことができた。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方向性と改善策 (Action)		今年度においてもまずはコロナ禍において安全に開催できる方法で開催しながら、昨年度の受講者のアンケート等を参考に講座内容を検討する。	

65 スポーツ推進委員事業		自 己 評 価 (Check)	今後の事業展開
R1	R2	評価の説明 (成果と課題)	
B	—	コロナ禍において学校等の活動の場が縮小した年度であったものの、特別支援学級の児童・生徒へスポーツの楽しさを伝える活動等を行った。	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続（現状維持） <input checked="" type="checkbox"/> 見直し（手法等） <input type="checkbox"/> 廃止（縮小）
今後の方向性と改善策 (Action)		東京 2020 大会後、スポーツ推進委員の活動を通して、スポーツに親しむ新たな事業を検討する。	

令和3年度 点検及び評価に係る学識経験者の意見

小金井市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項及び小金井市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施に関する要綱に基づき、令和3年度(令和2年度評価分)における小金井市教育委員会の点検及び評価を実施するに当たり、学識経験者から御意見をいただきました。

銅持 勉 委員（明海大学 客員教授）

【学校教育関係】

- (1) 学校教育においては、教師の授業力向上に向けた取り組みに向けた評価が高いが、コロナ禍において、外部との連携や教師の支援が十分でない段階も多かったと推測できる。また、2022年度導入に向けた「小学校高学年の教科担任制」についての記載がないまま、教師の指導力、とりわけ質の向上をどのように展開するかを明確にしなければなりません。特に、質の高い授業を展開することで学力向上に資する、学年経営を基軸にした児童理解度を高める手立て、中一ギャップに対応していく小・中学校の連続性の課題、教師の働き方の資する教科担任制の機能などについての明確な方向性を提示していく必要がある。
- (2) 学校教育において、GIGAスクールの推進、一人一台の端末の利活用などのICT機器の有効活用をいかに展開すればよいかを、より具体的な学びの場の定着によって推進をしていく必要性がある。また、最適な学びとしての負の部分を的確に指導していく道も合わせて支援していかなければなりません。また、今後のオンライン授業等の在り方として小学校低学年の児童対象とした在り方などオンラインの負の部分を乗り越えた指導についても保護者の状況を踏まえて支援していくことが求められる。
- (3) 学校教育について「公開が原則」であるが、依然として保護者が授業参観の機会がないまま限定された機会だけの参観が日常化している。本来、それぞれの学びの機会を公開して開かれた教育の機会を設定していく必要がある。その意味でも、本来あるべき「学校を開く」をいち早く展開していかなければなりません。今後、地域に保護者に開かれた学校教育への道筋を明確にした取り組みが不可欠である。

【生涯学習関係】

- (1) 各事業がコロナ禍において諸施設の維持管理の推進は評価できる。今後、特に児童に対しての居場所を確保していく道筋を明確にしてい

く必要がある。学力調査の結果として、「子どもたちのストレスが高まった」「学校が楽しくない」などの顕著になっている。放課後の居場所としての位置づけを明確にして、生涯学習の立場で補完していく取り組みが欠かせない。

(2) 緊急事態宣言が解除となって、これまで延期や中止にしていた各事業を段階的にでも方向転換をする必要がある。感染防止はこれまで以上に進めていくにしても、公に聞く展開を積極的にしてもらいたい。市民目線で開かれた行政でなくてはなりません。

腰越 滋 委員（東京学芸大学 准教授）

今回評価の令和2年度は、「第2次 明日の小金井教育プラン(平成28年度から令和2年度まで)」及び「第3次小金井市生涯学習推進計画」の、それぞれ5年度目の最終年度であった。従前と同様、前年度との比較を中心議論していきたい。

今回は、「生涯学習」の各事業から言及する。長引くコロナ禍の影響で全24事業中12事業が評価なしとなってしまったが、評価がなされた残り12事業中、4事業が新規取組のα評価となっている。具体的には「49.おはなし会事業」のオンライン開催、「50.青少年のための科学の祭典」でのオンライン配信、「54.貸出サービス事業」での電子書籍の貸出サービスの開始、そして「56.市民が作る自主講座」での受講者のニーズに寄り添った内容での講座開催が該当する。

コロナ禍で対面実施が回避されたことにより、図らずも各事業のデジタル化が急速に進んだわけだが、上記の前二者はその典型とも言える。次年度以降は対面とオンラインのハイフレックス型の実施も考えられるが、18歳までの子どもたちのうち、オンライン開催の恩恵に浴することが出来ない子どもがいた場合の処遇が、一寸気になった。近年、親の社会経済的地位(SES; Socio-economic Status)を土台とした教育格差の問題が喧伝されているが、未就学の段階から所与のものとして情報アクセス環境が整っている子どもと、親所有のスマートフォンなどの携帯端末が、唯一のアクセス源である子どもとの差について、行政サイドとして或る程度は考慮しておく必要があるのではないかという疑問を抱いた。これに対しては、令和3年度の市教育委員会点検・評価等会議の席上において、Wi-Fi環境の無い家庭20数軒にはルーターを貸与する措置を講じているといったご回答を頂き、安堵すると共に、市教委のきめ細やかな対応に感服した次第である。

電子書籍に関しては、紙媒体書籍のうち、どのくらいが電子書籍になっていて、それをどれだけの人が享受できているかに关心を持った。これに対する市教委からの回答は、「電子書籍導入後には、混乱から照会が多発すると予測していたが、照会は殆ど無く思いのほか順調に利用件

数が増えている」との由であった。また、汚損の心配がない、拡大機能や読み上げ機能がある等々の電子書籍のメリットに関しても会議上でご説明頂き、電子書籍事業は順調に進んでいることを理解した。

ただ、そうは言っても現状は、全紙媒体書籍の一部しか電子書籍化が進んでいないとも推測され、電子書籍市場の本格的な拡大は、これから将来にわたることだとも思料される。こうした将来の電子書籍貸出サービス拡大の際に、どういった問題が生じうるかについて考慮しておく必要はある。会議の席上でのご説明では、価格が紙書籍の3、4倍であること、購入しても契約期間が時限であること、開架式図書館での紙媒体書籍のように館内を自由にブラウジングして、読みたい本を選択することが電子書籍では出来ないこと等々のデメリットもあるとの由。予算制限のある中、現状は8,000件の電子書籍コンテンツを所有とのことだが、これをどこまで広げていけるのか、どんな電子書籍を取捨選択し新陳代謝させてコンテンツを整備していくのか、次年度以降の市の取組に期待したい。

続いて「学校教育」の各事業である。コロナ禍にあっても前年度比でS評価が5増、α評価も3事業あり、施策及び事業目標の達成に向けた取組が順調になされている証左ともみなせる。各事業中、筆者が特に関心をもったのは、「39.教育用ICT機器の整備」である。GIGAスクール構想により、児童・生徒一人一台のChrome bookの各校配備の前倒し整備や通信環境の高速化達成は、コロナ禍が無ければ、もしかしたらここまで早く実現できなかつたようにも思われる。ただ、インフラ整備後の展開にこそ難しさがあるとも思料され、「11.情報リテラシー及び情報モラル教育の実施」、「12.情報教育推進委員会等による教員研修の実施」、「13.ICTを活用した授業改善の実施」などを、どれほど持続的に充実させていけるかが鍵となるのではないかと、報告書草稿を読んで感じた次第である。

例えば、親のSESによる教育格差の拡大を多少なりとも抑止するには、Chrome bookを学校のみならず自宅でも常時使えるように貸与する必要を感じるが、その場合セキュリティの問題がついて回るはずである。裏アカウントや裏サイトなどが起因した虐めの問題、学習以外のChrome bookを媒介とした誤用などに、どこまで学校や教員が対応できるのか。情報機器をハンドルする能力に関しては、成人した教員などよりも、相対的に若い児童・生徒の方が、遙かに速く熟達しうる可能性を有する。さればといって、そのことを恐れて学校以外ではChrome bookを使用させないというような指導で情報端末利用を制限してしまっては、到底Society 5.0時代に対応出来るような情報リテラシーを、児童・生徒が身につけていくことはできまい。

こうした評者の懸念に対して、点検・評価等会議の席上において、教育長より様々にご説明頂けた。まずGIGAスクール構想の実践では、『日本教育新聞』に小金井市の取組が採択4件中の1つとして掲載されたこ

と、また SNS 上での虐め防止のセキュリティ対策としてパスワード変更なども行ったとの由。さらに家庭での Chrome book を通してのアクセスに際しては、i-フィルターを整備し、危険なサイトなどに児童・生徒がアクセスできない措置を講じているとのことであった。これらの工夫は小金井市教委による先端の取組として高く評価されよう。

言うまでも無く、デジタル情報端末の急速な普及は、教育現場での日常の授業をも劇的に変えうる諸刃の剣ともいいう。今回、「34.職層、職種別の教員研修の実施」がB評価で、これは年度当初にコロナ禍のために実施できなかったことを考慮しての評価と推察する。しかし今後は、教員研修自体をオンライン開催もできるであろうし、その研修自体を録画しておけばオンデマンド配信もできる。これらを組み合わせることで、教員の情報リテラシーを急いで引き上げることが教員研修の必須事項の1つにもなってくるのではなかろうか。

この点に関連して、「i-フィルターで安全性が担保されていると説明しても、教員の理解が寧ろ遅れていて、危険サイトへのアクセスの疑惑を払拭仕切っていない人が散見される」とのご説明を、教育長より頂いた。リスクを極少にしたいという教員一般の慎重なメンタリティーを理解しつつも、GIGA スクール構想下に置かれた今日の教育現場では、大胆細心にデジタルコンテンツへのアクセスを進めていく必要も、不可避的とはいえない。

こう考えてみると、GIGA スクール構想の余波は非常に大きいといえる。その波に完全に飲み込まれないように、アナログとデジタルのバランスの取り方を含めた教育実践における不易と流行の峻別をしっかりとしていく構えを、教員が研修などを通して、自らのうちに形成していくことが求められているとはいえる。

三浦 巧也 委員（東京農工大学 准教授）

全体として、これまでに想像も出来ない未曾有の事態にも関わらず、それぞれの方が自分に出来る最大限の力を発揮し、教育活動に取り組まれたのだと感動いたしました。

【学校教育】

・コロナ禍において、教師のメンタルヘルスを維持することが大切であると指摘し、例えば、スクールカウンセラー等が教師自身のメンタルヘルスについて相談を受ける体制を整備してはどうかと提案させていただきました。教育委員会より、既に教師だけに負担をかけない取り組みを行っているとの報告を受けました。副校长補佐の導入やSSWの積極的な活用に加えて、地域の人材を活用する等の連携を強化しているとのご意見をいただきました。とかく、児童生徒のメンタルヘルスが教育では

取り上げられますが、教師自身も人であり、当然心を擦り減らしながら教育を行っているケースもあります。教師が気軽にSOSが出せる環境を整備されることを期待いたします。

・不登校の児童生徒に対するICT等を用いた支援のあり方について質問いたしました。昨年度は、COVID-19の不安によって登校することをためらう児童生徒が多くいたことを伺いました。校長会において、既にICTを使った教育相談活動の推進については議論しているとの報告を受けました。さらには、小金井市教育支援センターを構想しており、支援を一本化していくことを強調されておりました。今後、実現されることを願います。

【生涯学習】

・子どもの居場所づくりについて、実施回数を評価基準にすることを見直した方がよいと指摘させていただきました。教育委員会からは、全ての体制が整った後にアンケート等を用いた質的な評価を導入していくとの回答をいただきました。なお、以前にある小学校で利用者の児童と保護者にアンケートを実施したことがあり、約90%から放課後子ども教室に対して肯定的なコメントを得たとの報告がありました。コロナ禍においても児童生徒の心身の居場所を提供し続けられるように、今後も引き続ききめ細やかな対応をお願いいたしました。

参考資料

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 小金井市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施に関する要綱（平成 21 年 10 月 28 日制定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ることを目的とする。

（実施方法）

第 2 条 点検及び評価は、小金井市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策（毎年度策定）を対象とする。

- 2 点検及び評価は、前年度の施策及び事業の進ちょく状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度 1 回実施する。
- 3 教育委員会は、前年度の施策及び事業の進ちょく状況等を取りまとめ、次条の点検及び評価に関する有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行うものとする。

（点検及び評価に関する有識者）

第 3 条 教育委員会は、点検及び評価を行うに当たり、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検及び評価に関する有識者（以下「有識者」という。）を置く。

- 2 有識者の定数は、3 人以内とする。
- 3 有識者は、教育に関する学識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 4 有識者の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 有識者に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会報告及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成して小金井市議会へ提出するとともに、公表するものとする。

(庶務)

第5条 点検及び評価の実施に関する庶務は、学校教育部庶務課において行う。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度に実施する点検及び評価に限り、第2条第1項中「小金井市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策（毎年度策定）」とあるのは、「小金井市教育委員会の基本方針に基づく学校教育の指導目標、社会教育の目標」とする。

3 令和2年度教育委員会運営状況

(1) 会議

定例会 11回

(2) 教育長及び委員

委員名	任 期	備 考
大熊 雅士	自 30. 10. 1 至 3. 9. 30	教育長（30. 4. 1就任）
鮎川 志津子	自 28. 12. 1 至 2. 8. 31	教育長職務代理者
福元 弘和	自 30. 4. 1 至 4. 3. 31	教育長職務代理者（2. 9. 1以降）
岡村 理栄子	自 30. 4. 1 至 4. 3. 31	
浅野 智彦	自 29. 7. 11 至 3. 7. 10	
小山田 佳代	自 2. 12. 1 至 6. 11. 30	（2. 9. 7新任）

(3) 定例会の審議事項

会議名 年月日	審議事項	
第4回 定例会 2.4.14	代処第13号 代処第14号 代処第15号 議案第22号 報告事項	<p>小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程</p> <p>学校運営協議会委員の委嘱に関する代理処理について</p> <p>第29期小金井市スポーツ推進委員の委嘱に関する代理処理について</p> <p>小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>1 市立小・中学校の臨時休校について</p> <p>2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期について</p> <p>3 令和2年第1回小金井市議会定例会について</p> <p>4 令和2年度学級編成について</p> <p>5 寄付の收受について</p> <p>6 小・中学校教育管理職及び教員の異動について</p> <p>7 教育課程の届出報告について</p> <p>8 小金井市学校事務の共同実施実態調査について</p> <p>9 令和2年度子供の読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰（受賞）について</p> <p>10 蔵書点検の結果について</p> <p>11 その他</p> <p>12 今後の日程</p>
第5回 定例会 2.5.12	案第23号 報告事項	<p>小金井市図書館協議会委員の委嘱について</p> <p>1 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について</p> <p>2 その他</p> <p>3 今後の日程</p>
第6回 定例会 2.7.14	代処第16号 議案第24号 議案第25号 報告事項	<p>学校運営協議会委員の委嘱に関する代理処理について</p> <p>職員の兼職について</p> <p>小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて</p> <p>1 令和2年第2回小金井市議会定例会について</p> <p>2 東京都市町村教育委員会連合会表彰の授与について</p> <p>3 小金井市のGIGAスクール構想について</p> <p>4 いじめ防止対策推進条例の意見募集状況について</p>

		<p>5 令和3年度使用中学校教科用図書の採択の状況について 6 その他 7 今後の日程</p> <p>代処第17号 代処第18号 代処第19号</p> <p>職員の分限処分に関する代理処理について 職員の退職に関する代理処理について 職員の人事異動に関する代理処理について</p>
第7回 定例会 2.7.28	議案第26号 報告事項 代処第20号	<p>令和3年度使用中学校教科用図書の採択について 1 その他 2 今後の日程</p> <p>職員の分限処分に関する代理処理について</p>
第8回 定例会 2.8.25	議案第27号 議案第28号 議案第29号 報告事項 代処第21号	<p>令和3年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について 小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて 小金井市教育委員会委員の辞職の同意について 1 小金井市いじめ防止対策推進条例（案）に対する意見及び検討結果について 2 その他 3 今後の日程</p> <p>職員の分限処分に関する代理処理について</p>
第9回 定例会 2.10.13	議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 選第1号 協議第3号 協議第4号 報告事項	<p>小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案の提出依頼について 小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 もくせい教室設置規程の一部を改正する規程 小金井市教育情報セキュリティ基本方針の全部改訂について 小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について 成年年齢引き下げ後における成人の日記念行事の在り方について 小金井市文化財指定の諮問について 1 令和2年度成人の日記念行事の開催方法の変更について 2 小金井市総合体育館大規模改修工事（第2期）について 3 電子書籍の導入について 4 その他 5 今後の日程 6 教育情報セキュリティ対策基準の全部改訂につ</p>

		いて
第 1 0 回 定 例 会 2.11.10	議案第 3 6 号 議案第 3 4 号 議案第 3 5 号 協 議 第 5 号 協 議 第 6 号 報 告 事 項 代処第 2 2 号	小金井市いじめ防止対策推進条例に関する議案の提出依頼についての訂正について 令和 2 年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 小金井市立図書館規則の一部を改正する規則について 第 3 次明日の小金井教育プラン（案）について 教育に関する事務に係る予算に対する意見について 1 令和 2 年第 3 回小金井市議会定例会について 2 令和 3 年度新入学児童・生徒について 3 指定校変更の運用について 4 令和元年度小金井市立小・中学校における不登校等児童・生徒数について 5 第 4 次小金井市子ども読書活動推進計画（案）について 6 その他 7 今後の日程 職員の分限処分に関する代理処理について
第 1 1 回 定 例 会 2.11.24	議案第 3 7 号 議案第 3 8 号 報 告 事 項 議案第 3 9 号	小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則 小金井市指定文化財の指定について 1 その他 2 今後の日程 職員の分限処分について
第 1 回 定 例 会 3.1.12	議 案 第 1 号 議 案 第 2 号 議 案 第 3 号 協 議 第 1 号 協 議 第 2 号 協 議 第 3 号 報 告 事 項	小金井市スポーツ推進計画の計画期間の延伸について 小金井市スポーツ推進審議会条例に関する議案の提出依頼について 小金井市立図書館運営方針（改訂版）の計画期間の延伸について (仮称) 小金井市教育支援センターについて 第 4 次小金井市生涯学習推進計画（案）について 小金井市公民館中長期計画（案）について 1 令和 2 年第 4 回小金井市議会定例会について 2 その他 3 今後の日程
第 2 回 定 例 会 3.1.28	議 案 第 4 号 議 案 第 5 号 報 告 事 項	小金井市いじめ問題対策連絡協議会規則 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会規則 1 令和 2 年度小金井市教育委員会児童・生徒表彰に

		について 2 令和2年度働き方改革キャンペーン月間について 3 子どもを見守る家「カンガルーのポケット」新デザインについて 4 小金井市学校施設長寿命化計画（案）について 5 小金井市社会教育関係施設個別施設計画（案）について 6 その他 7 今後の日程 議案第6号 校長・副校長の任命（転任・新任）に係る内申について 議案第7号 職員の分限処分について
第1回 臨時会 3.3.8	議案第8号 報告事項	第3次明日の小金井教育プランについて 1 第3次明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果について
第2回 臨時会 3.3.22	議案第9号 報告事項	第4次小金井市生涯学習推進計画について 1 第4次小金井市生涯学習推進計画（案）に対する意見及び検討結果について
第3回 定期会 3.3.30	代処第3号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 報告事項	小金井市スポーツ推進委員の解嘱に関する代理処理について 小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則 小金井市立小・中学校の学校医・学校歯科医及び薬剤師の委嘱について 令和3年度市立小・中学校学校運営協議会の設置について 令和3年度市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について 第4次小金井市子ども読書活動推進計画について 小金井市公民館中長期計画について 1 令和2年度働き方改革のまとめ及び令和3年度働き方改革の計画について 2 小金井市学校施設長寿命化計画について 3 小金井市社会教育関係施設個別施設計画について 4 その他 5 今後の日程

		6 令和3年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について
	代処第1号	職員の分限処分に関する代理処理について
	代処第2号	職員の併任に関する代理処理について
	議案第17号	職員の分限処分について
	議案第18号	職員の人事異動について

4 令和2年度 小金井市立小・中学校 学校行事・連合行事等日程表（当初予定）

番号	行事等	一小	二小	三小	四小	東小	前原小	本町小	緑小	南小	一中	二中	東中	緑中	南中
1	海の移動教室(小5年)	5/22(水) ↓	5/27(月) ↓	5/29(水) ↓	6/3(月) ↓	6/5(木) ↓	6/10(月) ↓	6/13(月) ↓	5/15(木) ↓	5/20(月) ↓					
		5/24(金) ↓	5/29(水) ↓	5/31(金) ↓	6/5(木) ↓	6/7(金) ↓	6/12(水) ↓	5/15(木) ↓	5/17(金) ↓	5/22(水) ↓					
2	林間学校(小6年)	7/30(火) ↓	7/28(日) ↓	8/7(水) ↓	8/3(土) ↓	8/5(月) ↓	7/24(水) ↓	7/22(月) ↓	8/1(木) ↓	7/26(金) ↓					
		8/1(木) ↓	7/30(火) ↓	8/9(金) ↓	8/5(月) ↓	8/7(水) ↓	7/26(金) ↓	7/24(木) ↓	8/3(土) ↓	7/28(日) ↓					
3	山の移動教室(中2年)										9/11(水) ↓	6/26(水) ↓	9/16(月) ↓	9/18(水) ↓	10/2(水) ↓
											9/13(金) ↓	6/28(金) ↓	9/18(水) ↓	9/20(金) ↓	10/4(金) ↓
4	修学旅行(中3年)										9/4(水) ↓	9/22(日) ↓	9/27(金) ↓	9/12(木) ↓	9/15(日) ↓
											9/6(金) ↓	9/24(火) ↓	9/29(日) ↓	9/14(土) ↓	9/17(火) ↓
5	特別支援学級移動教室										G組 5/15(水)～5/17(金)				
											・ひまわり	10/17(木)～10/18(金)	5/15(水)～5/17(金)	6組 5/15(水)～5/17(火)	9/17(火)
6	小学校オーケストラ鑑賞教室														
7	中学校合唱鑑賞教室										5/17(金) 5/25(金)	(武蔵野市民文化会館)			
8	連合音楽会										10/24(金)～1/28(火)	(小金井 宮地楽器ホール)			
9	連合作品展										1/24(金)～1/28(火)	(小金井 宮地楽器ホール)			
10	小金井教育の日										2/5(水)	(小金井 宮地楽器ホール)			
11	始業式・入学式											始業式4/8(月)	入学式4/9(火)		
12	修了式											修了式3/24(火)	修了式3/25(水)		
13	卒業式											卒業式3/25(水)	卒業式3/19(木)		
14	周年行事										11/1(金)				
15	研究発表会										6/28(金)				
16	体育的行事										運動会	運動会	運動会	運動会	体育大会
											10/5(土)	10/5(土)	10/5(土)	6/1(土)	5/25(土)
											10/28(土)	9/28(土)	10/5(土)	6/1(土)	6/1(土)
17	文化的行事										展示会	音楽会	学芸会	音楽祭	合唱コンクール
											11/15(金)	11/16(金)	11/15(金)	11/16(火)	10/23(水)
											11/14(木)	11/29(金)	11/14(木)	10/28(月)	10/15(火)
											11/16(土)	11/16(土)	11/16(土)	11/16(土)	10/16(火)
											11/16(土)	11/16(土)	11/16(土)	11/16(土)	

小金井市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

令和3年11月発行

編集・発行 小金井市教育委員会

小金井市教育委員会事務局

小金井市前原町三丁目41番15号

☎ 042-387-9872

議案第30号

小金井市いじめ防止基本方針の一部改定について

小金井市いじめ防止基本方針の一部を別紙のように改定する。

令和3年11月9日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市いじめ防止対策推進条例の施行等に伴い、小金井市いじめ防止基本方針について、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市いじめ防止基本方針

令和3年 月 日 小金井市
小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。

小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるよう、「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。

「いじめのないまち 小金井宣言」

未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。

- 一 こころをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。
- 一 がまんをしないで相談します、相談させます。
- 一 ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。
- 一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。

小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携

し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

ア いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え方理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童等主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っているながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

ウ いじめの再発防止に努める。

いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするために、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

ア 地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするために、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対

策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

- (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成
- (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成
- (ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- (オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

- (ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- (イ) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備
- (ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーや児童等の面談等による相談体制の整備
- (エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

- (ア) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- (イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認

- (ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保
- (エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導
- (カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようする取組
- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言
- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有
- (コ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

エ 重大事態への対処

- (ア) いじめられた児童等の安全の確保
- (イ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (ウ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- (オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力
- (カ) 重大事態発生について教育委員会への報告
- (キ) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「小金井市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (イ) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項
- (ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項

- (イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項
- (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備と周知

児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣

する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動に取り組む。

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対応

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

7 その他

市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表

令和3年11月9日

現行	改定	備考
<p>1 基本方針策定の意義</p> <p>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることを最重要である。</p> <p>小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもつて健やかに育つことができるように、「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。</p>	<p>1 基本方針策定の意義</p> <p>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。</p> <p>小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもつて健やかに育つことができるように、「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。</p>	<p>「いじめのないまち 小金井宣言」</p> <p>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> — ところをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。 — がまんをしないで相談します、相談させます。 — ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。 — いじめをしない、させない勇気を持ちます。 <p>小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持つて健やかに育つことができるように、全力で取り組むことを誓います。</p>

現行	改定	備考
小金井市 小金井市教育委員会	平成 24 年 10 月 1 日 小金井市 小金井市教育委員会	<p>小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）や東京都条例第 103 号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和 2 年条例第 33 号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。</p> <p>2 いじめの定義</p> <p>この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>3 いじめの禁止</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける児童等に修正しました。</p>
	平成 24 年 10 月 1 日 小金井市 小金井市教育委員会	<p>小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）や東京都条例第 103 号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和 2 年条例第 33 号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。</p> <p>2 いじめの定義</p> <p>この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>3 いじめの禁止</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける児童等に修正しました。</p>

現行	改定	備考
<p>権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。</p> <p>いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。</p> <p>4 いじめ問題への基本的な考え方</p> <p>いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どももの尊い命が失われるることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。</p> <p>(1) いじめを生まない、許さない学校づくり ア いじめに関する児童・生徒の理解を深める。 児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。</p> <p>(2) 児童・生徒の保護の徹底と主体的な取組への支援 ア いじめられた児童・生徒を徹底して守り通す。 いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようになるため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。</p>	<p>権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。</p> <p>いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等はいじめを行ってはならない。</p> <p>4 いじめ問題への基本的な考え方</p> <p>省略</p>	<p>児童等に修正しました。</p> <p>(1) ア いじめに関する児童等の理解を深める。 児童等がいじめについて深く考え理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。</p> <p>(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援 ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。 いじめられた児童等からのお問い合わせやいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようになるため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。</p> <p>イ 児童等主体の取組を支える。 学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っているながらも、「言ったら自分がいじめられる。」など</p>

現行	改定	備考
<p>る。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもつて教員等に伝えた<u>児童・生徒</u>を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。</p> <p>児童・生徒による主体的な取組を支援する。</p> <p>(3) 教員の指導力の向上と組織的対応</p> <p>ア 学校一丸となって取り組む。</p> <p>いじめ問題に適切に対応できるようになるため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な対応に頼るだけではなく、学校全体による組織的な対応により解決を図る。</p> <p>(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組</p> <p>ア 地域社会総掛かりで取り組む。</p> <p>いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようになるため、保護者や地域、関係機関と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。</p> <p>保護者は、その保護する<u>児童・生徒</u>がいじめを行なうことのないように、規範意識を養う指導などに努めるとともに、<u>児童・生徒</u>をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の防止等の取組に協力するよう努める。</p>	<p>どの不安を抱えていることを直視し、勇気をもつて教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。</p> <p>児童・生徒による主体的な取組を支援する。</p> <p>いじめの再発防止に努める。</p> <p>いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。</p> <p>(3) 教員の指導力の向上と組織的対応</p> <p>ア 学校一丸となって取り組む。</p> <p>いじめ問題に適切に対応できるようになるため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。</p> <p>(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組</p> <p>ア 地域社会総掛かりで取り組む。</p> <p>いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようになるため、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。</p> <p>保護者は、その保護する<u>児童・生徒</u>がいじめを行なうことのないように、規範意識を養う指導などに努めるとともに、<u>児童・生徒</u>をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。</p>	<p>条例で加害児童等への支援を定めましたので追加しました。</p> <p>条例で市立小中学校以外の学校への協力要請を定めましたので追加しました。</p> <p>児童等に修正しました。</p>
<p>「児童・生徒による主体的な取組を支援する。」</p> <p>(3) 教員の指導力の向上と組織的対応</p> <p>ア 学校一丸となって取り組む。</p> <p>いじめ問題に適切に対応できるようになるため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。</p> <p>(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組</p> <p>ア 地域社会総掛かりで取り組む。</p> <p>いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようになるため、保護者や地域、関係機関と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。</p> <p>保護者は、その保護する<u>児童・生徒</u>がいじめを行なうことのないように、規範意識を養う指導などに努めるとともに、<u>児童・生徒</u>をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。</p>	<p>この項目は、周囲の児童等による主体的な取組を支援する内容で、現行では「児童・生徒による主体的な取組を支援する」と記載されています。改定では、この文を削除し、「児童・生徒による主体的な取組を支援する」と記載されています。</p> <p>(3) 教員の指導力の向上と組織的対応</p> <p>ア 学校一丸となって取り組む。</p> <p>いじめ問題に適切に対応できるようになるため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。</p> <p>(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組</p> <p>ア 地域社会総掛かりで取り組む。</p> <p>いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようになるため、保護者や地域、関係機関と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。</p> <p>保護者は、その保護する<u>児童・生徒</u>がいじめを行なうことのないように、規範意識を養う指導などに努めるとともに、<u>児童・生徒</u>をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。</p>	<p>この項目は、周囲の児童等による主体的な取組を支援する内容で、現行では「児童・生徒による主体的な取組を支援する」と記載されています。改定では、この文を削除し、「児童・生徒による主体的な取組を支援する」と記載されています。</p>

現行	5 学校における取組	5 学校における取組	備考
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 学校は、国といじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、東京都といじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 学校は、国といじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、東京都といじめ防止対策推進基本方針（平成26年3月14日）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めた。	改定 改定日を追加しました。
	(2) 組織等の設置 ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。 イ 重大事態が発生した場合には、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	(2) 組織等の設置 ア 省略 イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	
	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組 ア 学校は、関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」とび「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組 ア 未然防止 (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の醸成 (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成 (ウ) 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進 (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上	
		(ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の醸成 (イ) 省略 (ウ) 児童等自身がいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進 (エ) 省略	都の基本方針と同じ表現にしました。 児童等に修正しました。

備考	改正	現行
(オ) <u>児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進</u> (カ) <u>家庭訪問、学校通信などをを通じた家庭との緊密な連携・協力</u>	(オ) <u>児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進</u> (カ) <u>家庭訪問、学校通信などをを通じた家庭との緊密な連携・協力</u>	(オ) <u>児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進</u> (カ) <u>家庭訪問、学校通信などをを通じた家庭との緊密な連携・協力</u>
イ 早期発見 (ア) <u>児童・生徒の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察</u> (イ) <u>定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備</u> (リ) <u>保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童・生徒の面談等による相談体制の整備</u> (エ) <u>教職員全体会によるいじめに関する情報の共有</u> ウ 早期対応 (ア) <u>いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応</u> (イ) <u>聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認</u> (カ) <u>いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保</u> (エ) <u>いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</u> (オ) <u>教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導</u> (カ) <u>関係児童・生徒及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催</u> (キ) <u>いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする取組</u> (ク) <u>加害者・被害者双方の保護者への支援・助言</u>	児童等に修正しました。 (ア) <u>児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察</u> (イ) <u>定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備</u> (リ) <u>保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備</u> (エ) <u>教職員全体会によるいじめに関する情報の共有</u> ウ 早期対応 (ア) <u>省略</u> (イ) <u>省略</u> (カ) <u>いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保</u> (エ) <u>いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</u> (オ) <u>教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導</u> (カ) <u>関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催</u> (キ) <u>いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組</u> (ク) <u>省略</u>	児童等に修正しました。

現行	(ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有	<p>(コ) 関係機関、専門家等との相談・連携 (サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携</p> <p>エ 重大事態への対処</p> <p>(ア) いじめられた<u>児童・生徒</u>の安全の確保 (イ) いじめられた<u>児童・生徒</u>が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</p> <p>(カ) 関係機関、専門家等との相談・連携 (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携</p> <p>(オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は<u>関係機関</u>が行う調査への協力</p> <p>(カ) 重大事態発生について教育委員会への報告 (キ) 重大事態の調査結果についての市長の調査(再調査)への協力</p>
備考		<p>(ケ) 省略</p> <p>エ 重大事態への対処</p> <p>(ア) いじめられた<u>児童等</u>の安全の確保 (イ) いじめられた<u>児童等</u>が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</p> <p>(カ) 省略</p> <p>(エ) 省略</p> <p>(オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は<u>小金井市教育委員会</u>、じめ問題対策委員会が行う調査への協力</p> <p>(カ) 省略</p> <p>(キ) 省略</p> <p>6 市・教育委員会における取組</p> <p>(1) いじめの防止等のための組織づくり</p> <p>ア 小金井市健全育成推進協議会の設置</p> <p>市は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るために、条例で定めるところにより、「<u>小金井市健全育成推進協議会</u>」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。</p> <p>(ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項</p> <p>(イ) いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携に関する事項</p> <p>(ウ) その他の、いじめの防止等のための対策の推進に関する事項</p>

	現行	改定	備考
イ 小金井市いじめ問題対策支援チームの活用 教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うにするため、小金井市いじめ問題対策支援チームを活用する。主な所掌事項は次のとおりとする。 (ア) いじめの防止等のための調査研究に関する事項 (イ) 学校におけるいじめ対策に関する事項 (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における調査に関する事項	イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置 教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識等を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。 (ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項 (イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項 (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項	イ 小金井市教育委員会の設置 教育委員会は、小金井市いじめ問題対策委員会の設置について定めました。所掌事項を都の基本方針を参考に修正しました。	
ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。 (2) 省略	ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。 (2) 省略	ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。 (2) 省略	条例で小金井市いじめ問題調査委員会について定めましたので追加しました。

現行	改定	備考
<p>(3) いじめの防止等に関する取組</p> <p>ア 相談体制の整備と周知</p> <p>児童・生徒及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに關する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。</p> <p>イ 関係機関との情報共有や連携</p> <p>警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。</p> <p>ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等</p> <p>教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。</p> <p>エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動に取り組む。</p> <p>オ 啓発活動</p> <p>いじめの防止等に向けて、児童・生徒、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組みます。</p> <p>児童等に修正しました。</p> <p>条例で市立小中学校以外の学校への協力要請を定めましたので追加しました。</p> <p>児童等に修正しました。</p> <p>いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組みます。</p>	<p>(3) いじめの防止等に関する取組</p> <p>ア 相談体制の整備と周知</p> <p>児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに關する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。</p> <p>イ 関係機関との情報共有や連携</p> <p>警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進</p> <p>インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動に取り組む。</p> <p>オ 啓発活動</p> <p>いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組みます。</p> <p>児童等に修正しました。</p> <p>児童等に修正しました。</p>	<p>児童等に修正しました。</p> <p>児童等に修正しました。</p> <p>児童等に修正しました。</p>

現行	改定	備考
<p>カ いじめの防止等のための調査研究の実施 6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止そのための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。</p> <p>(4) 重大事態への対応</p> <p>ア 支援及び調査と情報の提供</p> <p>教育委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して適切に提供する。</p> <p>イ 報告及び再調査</p> <p>学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるとときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。</p>	<p>カ 省略</p> <p>(4) 重大事態への対応</p> <p>ア 支援及び調査と情報の提供</p> <p>小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。</p> <p>イ 省略</p>	
<p>7 その他</p> <p>市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。</p>	<p>7 省略</p>	

議案第31号

小金井市図書館協議会委員の委嘱について

小金井市図書館協議会条例第3条に定める小金井市図書館協議会委員（第17期）
を下記のとおり委嘱する。

令和3年11月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

任期 自：令和3年11月 9日
至：令和5年10月31日

氏名	所属・推薦団体等	委員歴	摘要
諫訪 啓二郎	小金井市社会教育委員の会議	1期	3号委員 社会教育委員

(提案理由)

第17期小金井市図書館協議会委員の改選に際し、1名の欠員が生じていた。

当該欠員を補充するため、新たに委員を委嘱する必要があることから、本案を提出するものであります。

議案第31号資料

小金井市図書館協議会（第17期）概要

1 定 員 10人

2 任 期 2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）

3 男女別数 男性 4人（40%） 女性 6人（60%）

4 平均年齢 全体平均 62.4歳（男性62歳・女性62.7歳）
最高年齢 76歳（女性） 最低年齢 37歳（男性）

5 再 任 等 再任者 6人（60%） 新任者 4人（40%）

6 選任基準 小金井市図書館協議会条例
小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

協議第4号

教育に関する事務に係る予算に対する意見について

令和4年度小金井市一般会計歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る予算に対する意見について協議を求める。

令和3年11月9日

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育に関する事務に係る予算に対する意見を提出するため、本意見について協議を求めるものであります。

教育に関する事務に係る予算に対する意見について（案）

1 学校教育分野

- (1) 学校運営に係る指導・支援体制等の整備について
- (2) 学校設備等の計画的な整備について

2 生涯学習分野

- (1) 放課後子ども教室及び生涯学習活動の充実について
- (2) 生涯学習施設の整備等について

令和3年第3回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

学校教育部

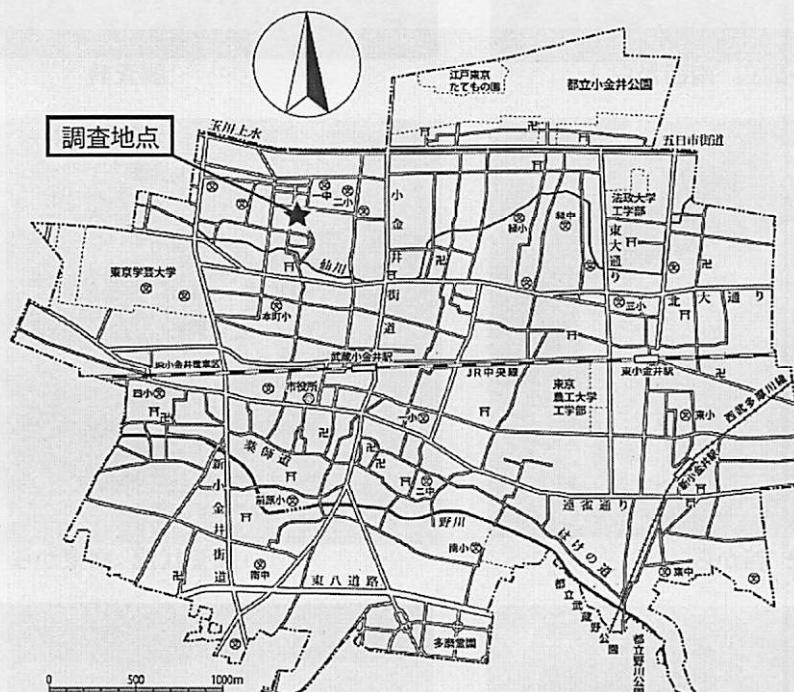
NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的な内容等
1	清水 がく 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	循環型都市『ごみゼロタウン小金井』を目指して 一般廃棄物処理基本計画に記載のある取組のうちで施策の検討状況や実施状況等を伺う。 ・小・中学校を対象とした環境教育の推進（未来を担う子供たちにごみに关心をもってもらう）
2	小林 正樹 議員	公明党	小中学校の樹木の計画的な管理について 学び舎の良好な環境を構築するための計画的な管理が望まれる。 ・公立小中学校の樹木の管理実態について ・「保全計画」を定め計画的な管理（剪定や植樹）を行わないか ・国の「名勝指定」から100年を迎える「名勝小金井桜」の桜並木の後継であるヤマザクラの植樹も検討できないか
3	沖浦 あつし 議員	みらいの こがねい	学校通学路の見直しについて 小金井G I G Aスクール構想 ・実践課題・クロームブック持ち帰り・オンライン学習について
4	遠藤 百合子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	薬物乱用防止の更なる推進を
5	水谷 たかこ 議員	小金井を おもしろ くする会	小金井でも校則の見直しを議論しよう ・校則は誰が作るのか ・子どもたちから出てきた疑問の声にどう答えるか ・生徒会活動との関わりは ・先進事例を参考に小金井でも積極的に取り組まないか
6	白井 亨 議員	小金井を おもしろ くする会	教室で授業を受けられない児童・生徒に多様な学びの機会を確保しよう ・東京学芸大学と連携したもくせい教室の位置づけはどのような設定なのか ・民間の塾及び各種スクールとの連携のあり方を模索しているか ・HSCについて教員の周知および理解に関しての取組は ・教室に入れない子どもへ、多様な学ぶ場と機会を確保しよう～世田谷区桜ヶ丘中学校を例に
7	渡辺 ふき子 議員	公明党	かかりつけ医、かかりつけ薬局の新型コロナ対応について問う ・学校薬剤師の担う役割が増加している 長年変わっていない報酬の改定について検討しないか
8	坂井 えつ子 議員	緑・つな がる小金 井	切れ目のない支援のために～子どもと保護者へのサポートを ・ツールのひとつであるさくらシートの活用状況、課題及び解決策 ・もっと使いやすい就学援助シートに変更しよう ・現状の体制の検証は？子ども・若者総合サポート会議などの体制が必要ではないか 市立中学校での服装に、選択の自由とその周知を 標準服の選択制、ジャージや私服の着用の可否は？広く生徒や保護者に周知しよう
9	岸田 正義 議員	みらいの こがねい	子どもが子どもらしく、のびのびと育つまちづくりについて ・小・中学校の新型コロナウイルス対策について 今後の対策について 学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の基準について 学びを止めない対応について
10	安田 けいこ 議員	生活者 ネット ワーク	持続可能な環境共生社会へ、取り組みを進めよう ・ごみゼロタウン小金井実現のために 学校での環境教育の取り組みの具体策は

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	小林 正樹 議員	公明党	小中学校の樹木の計画的な管理について ・名勝指定から100年を迎える「小金井（サクラ）」の後継であるヤマザクラの植樹を小中学校で検討できないか
2	村山 ひでき 議員	みらいの こがねい	芸術・文化・自然（文化財の観点） ・市指定文化財所有者からの管理上の相談の有無 ・市民への貴重な歴史資料発掘の呼びかけ及び管理公開謝礼の周知
3	安田 けいこ 議員	生活者 ネット ワーク	持続可能な環境共生社会へ取り組みを進めよう ・相続などで売却される生産緑地の現状と対策について

小金井村分水関連遺構 確認調査結果概要

所 在 地 小金井市本町四丁目8番（小金井本町住宅内）
 土地所有者 東京都住宅供給公社
 調 査 日 令和3年4月28日
 調 査 者 生涯学習課文化財係

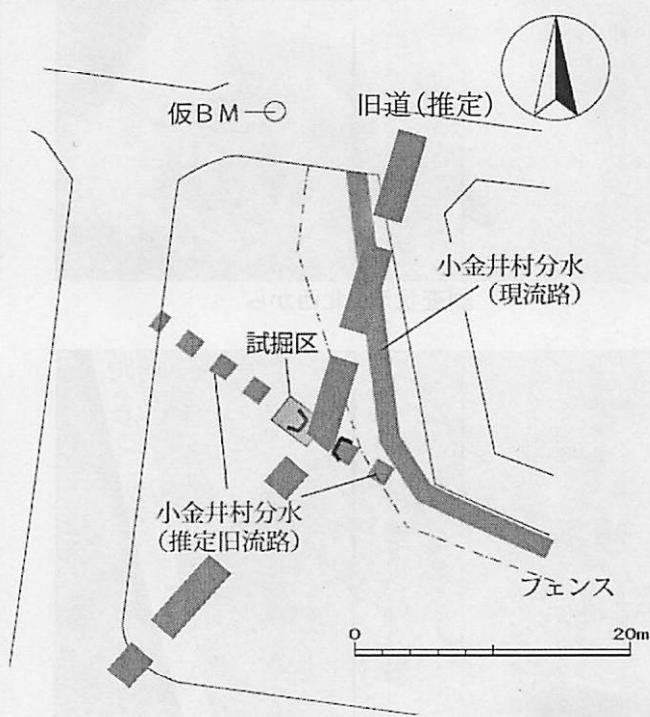


調査地点の位置

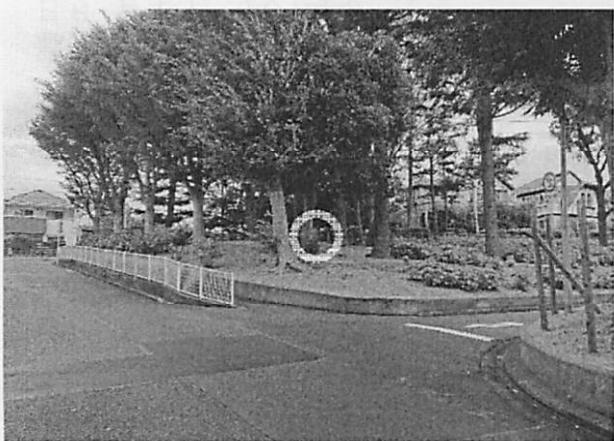


出典: CoCo マップこがねい

調査地点の場所



調査地点の位置(拡大図)



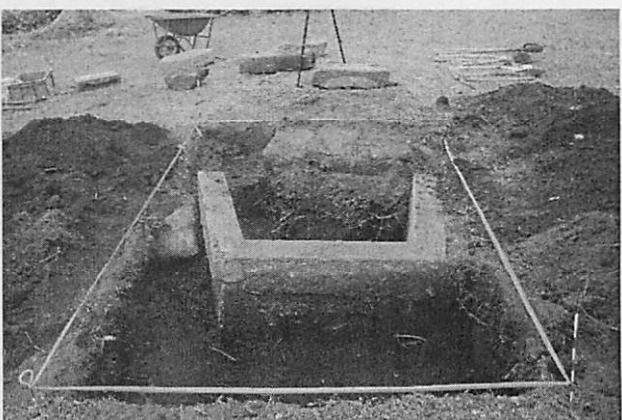
調査地点(丸印)周辺 南西から



調査前



調査状況 西から



調査状況 南東から



調査状況 北西から



銘文「上貫橋」北西から



土管検出 西から



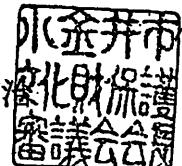
銘文「昭和十二年 五月吉日」南から



小文保審発第4号
令和3年10月26日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士 様

小金井市文化財保護審議会
会長 二宮 修



小金井村分水関連遺構の保護について（建議）

東京都住宅供給公社が所有する小金井本町住宅内（小金井市本町四丁目8番）で発見された小金井村分水関連遺構「上貫橋」について、本審議会で下記のとおりの見解となりました。ご配慮いただきますよう要請いたします。

記

1 遺構の価値

市街地化の中で小金井村分水の水路の把握は視認が難しい状況です。そのため、今まで遺構が残存していた点は貴重なことと考えます。本地域の小金井村分水、山王窪の築堤などの土木遺構の役割が、土地利用の歴史的変遷との関連の中で明らかにすることで学術上貴重な遺構群の一つとして認識されていくものと期待されます。

2 遺構の取り扱い

現状の形で現地に保存されることが望ましいと考えます。

3 文化財的価値

上貫橋は、昭和12年5月と建設年代が明らかであり、橋名が刻銘している点は評価できます。江戸時代からの水路が昭和15年頃に陸軍技術研究所の設置により流路の一部が変更されたという事実、廃道となった道路の位置を示す重要な遺構でもあり、小金井市の近代史にとって貴重な歴史遺産となると考えます。

4 調査の必要性

小金井市域、特に用水の必要だった台地部分で、新田開発のあり様を知る手掛かりとするため、上貫橋に接続する未掘部分の水路遺構のさらなる調査が必要です。今後、新田開発当時の用水等流路地図作成に期待します。

教育委員会の今後の日程

令和3年11月9日

会議名	日時	場所
市町村教育委員会オンライン協議会	②11月18日(木) ③12月23日(木) ④ 2月10日(木)	オンラインで実施
第11回教育委員会定例会	11月24日(水) 午後1時30分	801会議室
第1回総合教育会議	11月24日(水) 午後4時	801会議室
第1回教育委員会定例会	1月11日(火) 午後1時30分	801会議室
第2回教育委員会定例会	2月8日(火) 午後1時30分	801会議室